

4 日 目 (12 月 8 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第19号）

平成18年12月8日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聡君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第4回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 12月8日（金）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第68号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第69号 福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第70号 福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第71号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第6 議案第72号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第73号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第74号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第75号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第76号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第77号 福生市まちづくり景観条例
- 日程第12 議案第78号 福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当の支給割
合を定める条例
- 日程第13 議案第79号 東京都後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第14 議案第80号 東京たま広域資源循環組合規約の変更について
- 日程第15 議案第81号 東京都市収益事業組合規約の変更について
- 日程第16 議案第82号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第83号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第84号 福生市児童館等の指定管理者の指定について
- 日程第19 陳情第18－9号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応
益）負担」の中止を求める陳情書
- 日程第20 陳情第18－10号 療養病床の廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険
事業等の充実等を求める陳情書
- 日程第21 陳情第18－11号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政
府への意見書提出を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第4回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の案件等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。まず19番松山清君。

（19番 松山清君質問席着席）

○19番（松山清君） おはようございます。3点についての一般質問をさせていただきます。

一つは、国民健康保険税についてであります。

市長は国民健康保険税について、5年連続値上げ計画を掲げ、それを4年間実行してきました。5年目の来年度は医療分の税率の値上げを見送ることを先月の会派説明会で明らかにいたしました。値上げ見送りは、住民負担増が続く中では当然のことであると私は思います。

しかし、介護納付分の値上げを実施するとして、今議会に条例改正案を提出されているようです。結局国保税納入者、いわゆる支払いをする者としては負担増を伴うこととなり、金額の多少にかかわらず5年連続値上げ計画を結局やるのだというふうに思うのだろうと私は思います。

せっかく大きな金額を占める医療分の値上げという点についての見送りを決断されたわけですから、やはりこの際、政治判断といたしましても当然この介護納付金分についても見送りをするということがあって私はしかるべきだと思います。

しかし、残念ながら結局やはりどうしても値上げをしたいという気持ちがここにあらわれてくるのでしょうかね。私はやはりそこで今回は、いろいろ厳しいという状況は確かにだれもがわかっているわけでありまして、福生市長野澤さん、大きな決断をしたと、それはやはり大したものだというぐらいの私は評価を得るであろうと

思いますし、私はできたと思いますね。

全体の値上げ金額、後でまた聞きますけれども、そう大きなものではないわけですから、当然回避できただろうと思います。そんな点でのことについて、なぜそれをやらなかったのかというか、その辺のことをお聞かせいただければというふうに思います。

次に、牛浜駅の改善であります。これは昨日でしたか、他の議員の方からも出ておりました。全く同様のこともと思います。牛浜駅改修についてでございますが、駅のバリアフリー化、いろいろ進められているわけですが、大変早い時期に牛浜駅、橋上化され、結局しかし、そのことがバリアフリーをする上では一番遅れた駅になってしまったということになるのでしょうかね。

私、いろいろ利用者の皆さんにアンケート等で聞いているわけですが、大変やはり改修、直してほしいという声はたくさん出ております。例えば「牛浜駅にエレベーターを設置してほしい。年を取ればほとんどの人が膝が痛くなりますよと、改修を進めてください」とか、「牛浜駅の階段は雨が降ると雨が入ってたまり、すべりやすく、ころんだ人もいます。安全性を考えてください」とか、若いお母さんなどは「牛浜駅にエスカレーターを付けてほしいと、ベビーカーは大変ですよ」というような声が現実に届いております。

結局やはりこうした声にこたえるためには、あの駅を改善していくということになるわけですが、そんな点でいろいろ、市としてもこれまで全く何もしていないということではないと思いますけれども、現在においてはどのような計画というか、ＪＲも相手にあるわけですが、その辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、五日市街道の歩道の整備についてお尋ねいたします。

都道でありますから、都がやることでありますけれども、五日市街道については、特に１６号線の交差点より順次歩道整備が進められてきているわけでありまして。しかし、一番やはり利用者というか、通行者が多い部分であります青梅線踏み切りから牛浜郵便局、詳しくは銀座通り出口というべきなのではないでしょうか――かけての部分が今残されているわけです。

やはりここにも通行されている方々から大変多くの早く改善してほしいという声が出されてきております。やはり、いろいろお年寄りの方や通勤者の方、駅に向かって急いで歩くということからくることかもしれませんが、例えば「牛浜郵便局から青梅線の踏み切りに行くのに、あの歩道では車いすはもちろん足の悪い者、老人などは歩きにくい、がたがたの歩道です。何とかしてください」。また、「牛浜駅から新奥多摩街道までの五日市街道の歩道が全く危険そのものです。都道だからということではなく、歩行者、障害者、高齢者、乳幼児等に配慮して早急に整備していただきたい」。また、「私は五日市街道牛浜駅近くのコンビニ前で何回も溝にはまり、転倒してけがをした。早く補修してほしい」。また、「牛浜駅の立川寄りの踏み切り、安心して歩けません。補修してほしい」。また、「踏み切りから牛浜郵便局まで歩道が狭く、また段差がひどく安心して歩けません」。また、「牛浜駅そばの五日市街道の歩道がで

こぼこし過ぎてベビーカーを押している人はかわいそうです。もっとフラットにしてほしい」。こうして年齢を問わずいろいろな方々からやはり改修の声が寄せられています。

いろいろ計画的に進められていると聞いておりますけれども、あと残された区間、二つに分解する、2年度に分けてというようなことではなく、一気に歩道改修が進められるように要望してほしいと思いますけれども、その辺についてのお考え、いかがなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。それでは、松山議員さんの御質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険税についての医療分の税率改定の見送りと、介護納付金については見送るべきではないかと、こういう御指摘でございます。御承知のとおり国民健康保険事業運営につきましては大変厳しい状況にありまして、総体的には国の制度改革を待たなければなりません、可能なことはやっていかなくてはならないと、こんなふうに思っております。またこの件につきましては、本議会に上程をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

考え方について少し説明をさせていただきます。高齢化の進行、あるいは医療技術の高度化による医療費の増大、また福生市におきましては低所得者層が多いという状況の中で、あるいは国保加入者が多いという状況の中で、景気の低迷等により保険税の伸びが見られないことから、結局は国保財政を圧迫し、特別会計だけではまかない切れない分を一般会計からの法定外繰入金なしでは国保事業が維持できないと、こういう状況になっているところでございます。

一般会計から繰り出しということになります、国保会計繰り入れということになります。一般会計の繰り出しをするということは、その分の一般会計の仕事はできなくなると、こういうことを意味しております。

このような状況が続く中で、国民健康保険税のうち医療分につきましては、平成15年度から18年度までの4年間改定を御理解をいただいております。しかしながら、平成17年度も約7億5000万円程度の赤字が生じたことになっております。したがって、その分については繰上充用を含めまして財政措置をさせていただかざるを得なくなっているところでございます。

このようなことから、国保財政を分析をしていきましたところ、介護給付費給付金が年々増加をしております。この分はいわゆる平成12年度、介護保険が創設されたときから介護給付金に当たる分は国保の方で取ることになったわけでございますが、その分でございます。医療分はまた別にあるわけでございます。

平成17年度末で約6400万円ほどの不足が生じておりまして、国保事業に充当すべき財源、すなわち一般会計の財源でそれを充当しているという形になっております。結果的にはこのことは、本来介護保険料については一般の皆様方、いわゆる国保以外の方ということになります、この方々の保険料の割引ということは一切しておりません。したがって、その保険料につきましては、その方々は全額を出してい

ただいているという形になっております。

ところが、国保の方については、今申し上げましたような額で、その分について一般会計から補てんをしているという形になってしまっていると、こういうことでございます。そこに非常に大きな格差が出てきているということになります。国保内の40歳から65歳の方と、それ以外のところで介護保険を払っている方との間の問題であります。

これらは本来であれば介護保険第1号被保険者の保険料の改定にあわせて第2号の被保険者の保険料を見直しをしなければならないところでありました。既に2回の改定をさせていただきまして、ことしの春から適用させていただいているところであります。大変その点では申しわけなく思っているところでございます。いずれにしましても、そんなことから、激変緩和をしながら、この介護分の保険料を変えさせていただきたいと、こういうお願いでございます。

そこで、これらの状況につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして審議をいただきましたところ、諮問どおりに答申をいただいたところでございます。このようなことから、答申を尊重し、平成19年度は医療分については税制改正等社会情勢の変化や、徴収率問題等もありますので、改定を凍結しまして、総体的な視点からの介護分の保険料についてのみ改正をお願いを申し上げているところでございます。

大変厳しい国保財政につきましては、当面少しでも赤字解消に近づけなければならないという思いを持っておりまして、また医療制度改革に伴い、今後生活習慣病等の健診、予防対策等の推進により健康寿命を伸ばし、医療費の抑制に努力し、さらに収納率対策については最大限の努力をしまいたいと存じます。また国、東京都に対する医療制度にかかわる支援等の要望を続けてまいりたいと存じます。

次に、2項目目の牛浜駅改修についてでございます。原島議員さんにもお答え申し上げますけれども、この牛浜駅の改修につきましては、JRの駅であることを前提にいたしまして、利用者の安全確保と駅施設のバリアフリー化を機会あるごとにJRへ要望をしまいましたが、17年度にJR八王子支社の費用で牛浜駅のバリアフリー設備設置に伴う基本調査が行われ、駅施設の構造、改修案等の調査を含めた提案をいただきました。駅舎は築40年以上も経過しているため、全面的な改修も含めた計画案が考察されております。

そこで、御質問の市の計画はということでございますが、今後はJR八王子支社が作成した報告書に基づき、JRと協議をし、駅舎の改修計画案や工事負担額等についても精査をいたしまして、議会と相談をさせていただき、実施計画の策定を考えていくこととなります。

駅舎の全面的な改修も考慮しますと、多額な財政負担となりますので、平成16年度に実施した福生駅構内の補助制度で、鉄道事業者が実施するバリアフリー化設備整備事業を活用することや、あるいは先日もお話をいただきました防衛補助等の問題も考えられると思いますので、そういった問題等についても考えながら、いずれにいたしましても、現段階では計画時期等はJR八王子支社の施設で未定でございませ

ども、いずれにしても、拝島駅の後ということになると思いますけれども、ＪＲ八王子支社に駅舎改修要望をさらにして、協議をしていきたいと思っております。

次に、３項目目の五日市街道歩道整備についての特に青梅線踏み切りから牛浜郵便局間の整備についてです。この道路は御存じのとおり都道でございまして、都道の改良工事等は毎年実施しております東京都西多摩建設事務所との行政連絡会及び地元都議会議員等を通じまして要望しております、計画的に実施をしていただいております。

全体的には平成１６年度に牛浜郵便局前交差点から銀座通り出口までの区間について、交差点改良事業により歩道の拡幅整備等を実施し、また平成１７年度には国道１６号線からＪＲ八高線まで改修工事が実施されました。今年度はＪＲ八高線から図書館通りの区間について、現在改修工事を実施しておりますが、平成１９年３月には完了する予定でございます。

御質問の区間を含めた残りの図書館通り交差点から銀座通り出口までの約３５０メートルの未整備区間につきましては、東京都では平成１９年度に整備できるよう現在予算要求をしてくれているということでございますので、早期実現できますように要請をさらに続けていきたいと思っております。

以上で松山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１９番（松山清君） 幾つかの点で再質問をさせていただきたいと思っております。

国保の方なのですけれども、そうしますと介護納付金分ですか、この値上げは結局何千万円ぐらいの値上げになるわけですか、その辺の金額。

それと、いただきました資料ですね。あれを見ますと、結局所得割が０．９から１．０で１１％、それから均等割の方が７０００円から９２００円だから３１％ですか、非常にいわゆる均等割の方の値上げ率が高い仕組みになっているわけですが、ここは値上げをもしするにしてもなぜ所得割を抑え、均等割に負担をかけたのか、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、牛浜駅の方ですが、鉄道事業者が実施するバリアフリー化設備整備事業を活用するということになると、これは福生市、ＪＲとあと国ですか。この負担割合はどのようなのですか、同じなのか、その辺のことはどのようなのでしょうか。そんなところですね。

それからあと、五日市街道の方の歩道整備はぜひ、そういう予算要求がされているようですので、多いに一気にやっていただきたいということのむしろ要望ですし、市の方もそういう点についての取り組みというか、プレッシャーを東京都の方にかけていただきたいというふうに思います。その点にしておきます。

○市民部長（石川弘君） 再質問をいただいておりますが、改定をお願いをしようとしている介護分のうち所得割についてでございますが、税率を０．９％から１．０％、０．１％の引き上げで、対象人数は７６４８人、金額でございますが、試算で約８３２万円。それから、均等割７０００円を９２００円に２２００円の引き上げでございますが、この試算の額が１７５０万円でございます。これら低所得者軽減と差し引きまして、調定額で約２５００万円の増収を考えております。

それからもう1点でございますが、なぜ均等割に値上げをしたのかという考えでございますが、本来国等の指導で応益、あるいは応能割、これらは50%、50%が理想ということでございますので、今回均等割の値上げをさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、松山議員さんの再質問にお答えいたします。

鉄道事業者が実施するバリアフリー化設備、整備事業を活用するということで市長答弁がございましたが、福生駅と同様に国が3分の1、市が3分の1、JRが3分の1と、このような形になるのではないかというふうに思いますが、原島議員さんの説明の中にもありましたが、らち外のエレベーターやエスカレーターは2000万円強かかるというようなことで、この調査の中には入っておりませんでしたけれども、それらが具体的になってきたときにこの補助をどういうふうに活用していくかと、こんなふうに思っていますので、具体化してきましたら国や東京都に要請をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○19番（松山清君） 国保は応能、応益割合を50%、50%ということになると、結局所得の低い人に負担が大きくなってしまいうわけですね。やはり、ここでは政治的な配慮というのがもっともっと必要だろうと私は思います。

所得が低くても大体夫婦でしょうね、1人の方ももちろんいらっしゃいますけれども、いきなり2200円掛ける2の4400円の値上げと、結局所得の低い人ほど重い負担ということになってしまうわけでありまして、本来ここはやはり十分配慮すべき点だろうというふうに思います。

もちろん私自身はやはりこの改定そのものを見送るべきだろうということは持論としてあります。そんな点で、これからもちろん議案審議がされまして、またいろいろな角度からの質疑等も他の方から行われるかもしれませんが、私はやはり国保税医療分の改定と同時に、今回は介護分も値上げを見送りというような、そういう年度にさせていただきたいと、まだこれからも間に合うわけですから、そういうことを強く要望しておく次第であります。

それから、牛浜駅の問題ですけれども、そうしますと負担割合はそういう形で出てくるわけでしょうけれども、そうすると今後といいますか、結局こうした補助制度を受けるにしても、この事業をもちろん進めるということになれば、JRのものではありませんけれども、福生市の役割というのは非常に重要なわけですね。いずれにしても、自治体負担ということになるわけで、その負担額をどういう、防衛補助とかいろいろそれはあるのでしょうかけれども、そうしますと今の時点では拝島駅後ということに常識ではなるだろうとは思いますが、これを、この牛浜駅の改善を推し進める、改修を推し進める最大のポイントはやはり福生市にあるのではないかと思うのですけれども、それはどういう形なのですか。JRが先にやるのだということを出して、それに福生市が乗っかっていくということなのか、それともやはり福生市がこの事業を進める上での牽引力になっていくのか、そのところはどうかなののですか。その点について。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 事業が決定して、補助の対応も含めてだと思えますが、ＪＲが事業主体でございますので、ＪＲが国に要請をして、さらに市もそれに協議してかんでいくというようなことになろうかと思いますが、市長の答弁にもございましたように、再三にわたって要望してきておりますので、さらに強く要望していきたいと、このように思っております。

○１９番（松山清君） わかりました。そうしますと、やはり早めるためにはＪＲに對しまして、もちろん福生市としても当然でありますし、議会側もいろいろ、これは駅の問題ですから、一会派がどうのこうのという話ではなくて、本当に議会全体といいますか、超党派というか、そういう形でやはりＪＲにも多いに要請行動をしていくとか、そういうことも今後必要だろうというふうに思いますし、またそういうふうに行っていくべきだろうというふうに思います。

そんな点でぜひこの点、結局伸び伸びにならないような形での取り組みになるよう要望して終わりたいと思います。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、１５番羽場茂君。

（１５番 羽場茂君質問席着席）

○１５番（羽場茂君） おはようございます。２００６年の最後の一般質問となりますので、よろしくお願いいたします。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。さきの通告に基づきまして３項目の一般質問をさせていただきます。

１項目目は、子育て支援策について２点お聞きいたします。

１点目は、乳幼児及び小中学生の医療費の助成についてであります。子育て支援は少子高齢社会の到来の今、かつてない重要性を持ってまいりました。中でも子どもの医療費は若い子育て世代の家庭にあっては予測のしにくい大きな負担としてのしかかってまいります。

子どもの医療費に対する助成は、子育て支援策の中でも最重要であることは言うまでもありません。福生市ではこの間、３歳未満の乳幼児医療費の所得制限の撤廃などを実現いたしましたけれども、さらなる充実が求められているところであります。前回定例会以降、どのような前進が検討されたのか、お聞きいたしたいと思います。

ところで、先日東京都が小中学生の医療費の助成を１９年度に開始すると打ち出したとの報道がなされました。これは大きな前進になるわけでございますけれども、区市町村の負担もありまして、その実施については各自治体に任されているところであります。

そこで、福生市の公明党はぜひともこの助成制度を実施していただきたいという声を受けまして署名活動をいたしました。１１月の終わりから１２月の初めまで、１週間ほどですが、非常に短い期間でしたけれども、党员、支持者の皆様の必死の活動で１万６４２名もの尊い署名を集めることができました。このことはいかに子育て支援への要望が高いかをあらわしているものと思われまます。先日、代表の方とともに市長に手渡たさせていただいたところでございます。

市はこの大きな市民の声を受け、この助成制度をしっかりと実現していただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

また、するとなれば当初予算から組み入れて取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えかお聞きいたしたいと思っております。

さらに、今回のこの東京都の施策の問題点、今後の方向性についてどのようにお考えかお聞きいたしたいと思っております。

次に２点目、学童保育の待機児対策等の進展について、前回定例会以降、待機児解消のための努力とその成果についてお聞きいたしたいと思っております。

また、何回か要望させていただいております時間の延長についての検討について、どのような様子だったかもお聞きいたしたいと思っております。

次に、２項目目といたしまして、高齢者の単独世帯に対する施策について２点お伺いいたします。

まず、命綱として緊急通報ブザーというのがございますが、この普及の状況について、これは事務報告書にもあるわけですが、なかなか進んでいないような状況がございます。この状況をどのように見ておられるのか、また今後の普及について問題点は何かにについてお伺いいたしたいと思っております。

次に、団地など集合住宅での高齢者の見守り事業についてということで、今福祉協議会を中心に小地域福祉活動が始まっておりますけれども、こうした団地などでの小地域福祉活動の進展ぐあい、これは進んでいるかどうかにつきましてお伺いしたいと思っております。

また、こうした団地などで特有の問題として緊急時の鍵あけの問題がありまして、これが深刻な問題となっております。中で異常が発生していると思ってもなかなか鍵をあけてくれないと、これは管理者があけないという、そういう取り決めがあるところもありまして、なかなかこれが大変な問題でございます。

したがいまして、高齢者の１人暮らしの方は自分がいざというときに助け出していただけかどうかというのに非常に不安を感じておられるわけでございます。これにつきましてお考えをお願いいたします。

また、それに伴いまして、特に田園地域等の災害、水害等の災害時の避難についても大変心配な状況がございます。これは以前お聞きいたしましたけれども、それ以降、こうした避難の対策について進展しているかどうか、よろしくお伺いいたします。

３項目目として、財政運営についてお聞きいたします。

さきの定例会において補正予算の中で下水道事業債の低利子への借り替えが出てまいりました。そのときのもとの利子の高さに驚いたわけですが、一般会計ベースでの借入金の利子が二、三億円前後、これを払っているわけですが、この利子の軽減に対する取り組みについてお聞きするものであります。さきの下水道事業債のような利子が高率のものというのはどのようなものがあるのか、またどのような軽減策がなされ、その成果はどうなっているか、また今後の努力目標はどうなっているかにつきましてお答えいただきたいと思っております。

以上、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、子育て支援策についての1点目、乳幼児及び小中学生の医療費の助成についてですが、御承知のとおり乳幼児の医療費助成につきましては、ことしの10月から2歳未満児を対象に所得制限を撤廃いたしまして、2歳以上児につきましても所得制限額を緩和し、制度の充実が図られてきているところでございます。

また、小中学生の医療費助成につきましては、小野沢議員さんにもお答えいたしました。東京都が新たな事業として19年、来年の10月から義務教育就学児を対象に医療費の自己負担分の3割であります。そのうちの1割を市町村が助成した場合に、その助成額の2分の1を都が補助するという制度をつくるということになりました。

しかしながら、この事業につきましては各市町村に財政負担が伴うものでございますので、市長会として東京都に対し財政負担の軽減等要望しております。子育て支援の一環として導入する方向で検討しております。

また、当初予算に組み入れるかとの御質問ですが、現段階では導入した場合の全体の事業費等が不透明な部分もありますが、今後精査をする中で判断をいたしますけれども、その方向で考えております。

それから、今回の都の施策の問題点と今後の方向性の考えでございます。これはこれまでも東京都に対し毎年東京都市長会等を通じてさまざまな要望等を行っておりますが、この問題につきましては、所得制限を撤廃することや、補助率の引き上げ、あるいは市町村の財政負担の軽減を図った上で対象年齢の拡大を検討されたい旨の要望をしてきたところでございます。

しかしながら、このような要望への対応がないままに、あるいは話し合いがされないままに市町村に対して、市長会等受け手の自治体に相談を全うすることなしに新たな財政負担を求める事業提案が今回はされたわけでございまして、今までの一定のルールに反したものでございまして、自治体の自治というものを無視したような形になっているわけでありまして、納得できるということになかなかいかないわけでございまして、これは東京都と市町村との問題でございますので、この点についてはこの程度にさせていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、今後の子育て支援策につきましては、さまざまな視点でその充実に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の学童保育の待機児童対策の進展でございます。前回定例会以降の対策と成果でございますが、初めに第三小学校区及び第七小学校区において、学童クラブ待機児童の夏休み一時対応では、児童館を活用した見守り事業を実施いたしまして、多くの待機児童の方が利用して一定の成果が得られました。

その後、9月以降での対応策として、第七小学校区においてランドセル持参で児童館を利用する方法を継続して行いまして、数人の利用ではありますけれども、待機児童解消施策として実施しております。

市内の学童クラブ全体では夏休みを過ぎてから退所する児童も多く見受けられ、定

員に余裕のある学童クラブもございますが、待機児童がいる学童クラブでは退所する児童は少なく、年度途中での待機児童の解消は大変厳しい状況がございます。

既にお答えしましたように、来年度新たに第七小学校内に学童クラブを設置することとしております。

また、学童クラブの時間延長については、当面は午後6時までと考えておりますが、来年度、児童館施設で指定管理者制度を導入する予定でございますので、今後、児童館併設の学童クラブ、これは武蔵野台クラブと田園クラブと熊川クラブということになります。この児童館事業と一体的な運営によりまして学童クラブの時間延長等の事業について、事業者と調整をして進めてみたいと、そんなふうに思っております。

次に、2項目目、高齢者の単独世帯に対する施策についての1点目、緊急通報プザーの普及でございます。現状としましては、このシステムそのものは62年度から始めまして、ひとり暮らし、あるいは高齢の夫婦等の世帯の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったときに、ペンダント型無線発放器等を用いて消防庁に通報することにより救急車などが利用者宅に向い、あわせてあらかじめ組織された地域の協力体制により速やかな援助を行い、高齢者の生活の安全を確保することにしているものでございます。具体的なサポート体制としては、原則として利用者1人に対し3人以上の緊急通報協力員を設置し、緊急時の対応をすることになります。

平成17年度末の利用者は37名で、現状については日常的に真に必要な方へは周知はされているものと思っておりますけれども、さらに緊急時に必要な方の把握に努めてまいりたいと思います。

今後の普及についての問題点は何かということですが、恐らく協力員さんの確保、3人というものがなかなか難しいのではないかなという点がございます。緊急時のマンパワーの確保は制度を円滑に運営していくために大切なことですので、引き続きこれらの点についても協力しながら、努力をしていきたいと、こんなふうに思います。

次に、2点目の団地等の見守り事業についてです。団地等の高齢者単独世帯に対する小地域福祉事業等の進展の状況ということがございますが、このことにつきましては、福生市社会福祉協議会の事業として行われております小地域部会を中心にして他の地域の視察研修などを行い、今各小地域活動の推進を行っていただいているところでございます。

平成17年度の団地等にかかわる活動として、新たに熊川住宅福祉地区の立ち上げを行ったということで、地縁血縁の希薄な地域で、具体的な問題が多くなりがちのところでもございますので、今後もきめ細かく対応していただければと、そんなふうに願っております。

それから、緊急時の鍵あけに対する対策については、緊急時には多くの問題が発生することが予想されますが、鍵あけなどについても重要な問題であります。緊急で重大なケースにつきましては、警察や消防の判断に従うことが最善のことではないかと考えておりますが、事件性の問題、あるいはノウハウに基づく判断など専門的な問題も数々あるようでございます。今後小地域活動の中などでどのようなケースや方法が

あるかなどをお聞きしながら、この問題についての対応について進めていかななくてはいけないのではないかと、こんなふうに思っております。

また、災害時の避難計画についてですが、災害時の初期避難は隣近所を中心として実施していただくなど、自主防災組織での対応をお願いしていくことになります。緊急時に地域の方々の強い結びつきが被害を最小限度にするということについては、既に数々の災害結果から報告されているとおりでございます。

そういう意味では、毎年自主的に実施されている南田園地区の水害、あるいは防災訓練は大変心強いというふうに思っております。ことしは、それまでの3区自主防災組織にさらに南田園3丁目地区自主防災組織が加わって、4地区で訓練が行われているということでございまして、大変うれしいことでございます。

また、避難に伴う消防署との協力体制にかかわる消防署への情報提供ということについては、在宅介護支援センターが実施をいたしました高齢者実態調査の中で、自力で避難が困難と回答され、かつ情報の提供に了解された高齢者につきましては、情報を福生消防署に提供いたしました。今後、順次、福生消防署員が対象高齢者宅の各家庭を訪問し、実態の把握や指導に努めていくと、こういうことでございます。

次に、3項目目、財政運営についての借入金利子等の軽減に対する取り組みについてです。高利率の市債の現状としては、平成17年度末、一般会計でございます。5%以上のものが計20件ございます。この20件の借入時期は昭和57年度から平成3年度までで、利率と残高は7%台が7件で約2400万円、6%台が7件で約1億9600万円、5%台が6件で約1億9800万円でございます。

償還の終了はそれぞれ7%台が21年度、6%台が26年度の償還終了がありますけれども、大部分は22年度、5%台のものは23年度に償還終了の予定でございます。

借入金利子の軽減につきましては、一般的には繰り上げ償還を行い、あるいは借入先の承諾によりまして低金利への借り換えを行うということが考えられわけでありませう。

最近の繰り上げ償還と低利債への借り替えの状況につきましては、一つは平成17年に国の公立学校施設整備資金貸付金償還費補助金による第一中学校体育館耐震補強事業債の繰上償還を行ったもの、二つは平成16年度に住民税等減税補てん債の低利債への借り換え、さらに今年度には補正予算をお願いいたしまして、下水道事業債の低利債への借り換えを行っておりますが、一つ目の第一中学校体育館耐震補強事業の繰上償還については、国の補正予算に伴う全額補助金による繰上償還で、二つ目の住民税等減税補てん債の借り替えは、将来の利率が低くなっていくことを国が想定し、借入時の取り決めによりまして、当初から平成16年度の借り替えが予定されていたものでございます。

また、三つ目の下水道事業債への借り替えは、18年度の地方債計画に基づく公営企業借換債の枠を活用して申請し、特に認められたものでございます。基本的に単に利子の軽減のための繰上償還や市債の低利債への借り替えは制度上できないこととなっております。これは繰上償還を自由にしてしまいますと、国の財政投融资計画が毎

年大幅に変化してしまう、いわゆる貸した方が損をするという問題が出てくるわけがあります。したがって、繰上償還を行うためには、原則として国に対して繰上償還をしなかった場合の将来の利子相当分を保証金として支払う必要があると、こういう形の制度になっております。

福生市では後年度の負担を可能な限り低減していくため、臨時財政対策債の借入額を抑制しておりますが、施設整備の面でも補助対象事業費分のみでの借入れを基本といたしまして、借入先についても市営住宅や下水道事業について特に公営企業金融公庫債の割り当てがある場合を除き、政府債または東京都の振興基金、区市町村振興協会の基金など低利率資金の借入れを行ってきております。

また、主に補助率の高い防衛補助事業の活用により施設整備等を進めておりますので、結果といたしまして、平成17年度の普通会計決算では市民1人当たりの歳出総額が26市中4位であるにもかかわらず、市民1人当たりの公債費の支出額は26市中20位、地方債現在高も低い方、よい方と言ってもよろしいのですが――から7位、市の公債費の状況を示す公債費比率もよい方から8位ということになっております。

ただし、この数値につきましては、各市の普通会計単独ベースでの数値でございます。市が実際に繰出金を通じて負担をしております下水道事業会計の市債にかかわる元利償還金分、これは約6億3000万円ほどございます。それから西多摩衛生組合、福生病院組合など一部事務組合への負担金に含まれております施設整備のための起債の元利償還分、これも約6億1000万円ほどございますが、こういったものを一般的に準公債費、または隠れ借金とも言っておりますけれども、これらは含まれておりません。

こうした繰出金、負担金やその他特別養護老人ホーム等福祉施設への建設費補助金、約7000万円ほどございますが――として支出している利子負担分を合わせた準公債費の17年度決算額は約13億1600万円ほどになっております。普通会計単独ベースでの公債費約12億800万円と合わせますと約25億2400万円という額になってくるわけでありまして。

なお、平成17年度決算から総務省の地方財政状況調査決算統計の調査項目に「実質公債費比率」という項目が加わりまして、市の普通会計での公債費のほか、これらの公債費等は計算式に組み込まれることになり、福生市の実質公債費比率は3カ年平均の数値で11.5%となっております。

この数値は26市中いい方からは13位くらいでございますが、ちょうど中間くらいでございますが、数値がこれは18%を超えますと起債の発行に都の許可が必要になります。25%を超えますと起債制限団体となりまして起債が受けられないと、出せないと、こういうような形になっていくわけでありまして。

したがって、こうした準公債費を含めた借入金の償還費については、市にとって極めて大きな負担となってまいりますし、下水道事業会計では既に元利償還金額が減少傾向にございますけれども、一般会計でも市債の借入れについて可能な限り抑制に努め、市債残高につきましても後年度負担をできるだけ少なくするように努め、

今後の財政状況にもよりますが、平成19年度末、あるいは20年度末がピークになるような形で進めていきたいと、こんな思いで仕事をさせていただいているところでございます。

以上で羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○15番（羽場茂君） 大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、最初の子育て支援策につきまして、いろいろ問題はあるものの、この東京都の施策につきまして前向きにやったださるということで、非常にありがたいなと思います。

ただ、市長さんのおっしゃっていたように、この事業についてはやはり区部と市部の違いというのを私は感じるわけでございまして、23区であれば平気でこういうことができるのだけれども、三多摩格差と申しますか、こちらでは負担が生じると、それについて余り東京都の方は考えてないのではないかという気がいたすわけであります。

東京都の中の各单位では合計特殊出生率というのがありまして、区部では半分以上が0.1を切っているわけであります。もう渋谷区、目黒区、杉並区、0.7台であります。1を超えているのがわずかにありますけれども、江戸川区等の今マンション等ができていますところでございますけれども、おおむね1を切っているようなところでございます。

それに対して市部の方ですね。最高があきる野市で1.46、それから次が東大和市で、次が福生市、羽村市、青梅市とこう続いているわけで、言ってみれば子育てをして人材をつくっているのがこの西多摩であると、西多摩というか、多摩であると、こちらが子育ての中心であって、東京都からすればそういったところをもっと大事にすべきではないかというふうに、私はここで怒ってもしようがないのですが、市長さんは感情的ではなくて理屈で攻めていくということでありましたので、少なくとも頑張っているところに手厚くいくようなものというのも公平な部分にプラスしていかなければいけないだろうと、それはやはり東京都は考えていてもらいたいと。

私はこの間、いろいろと小中学生の成績が最下位だなんていうのがありますけれども、私事ですけれども、この青梅線ですと塾で生徒さんを教えています、非常に優秀であります。全国トップの子だっているわけです。今でも非常に重要なところで活躍している人はいっぱいいるわけで、そういった意味では人材の電源地であって、何ら悲観することはないというふうに思っておりまして、そういう意味では本当に東京都にとって大事なところだということで、もっと都議会議員等頑張っていて、こっちの方に、子育て支援のそういった実情に合わせた支援なりをやっていくというようなことを本当に言っていただきたいなというふうに思っております。

ともかくこれについては、その事業をしてくださるということでありがとうございます。これで署名の皆様が安心して希望が持てるというふうに思います。

2点目の学童につきましてですけれども、本当にすばらしいと思うのは、いよいよ七小で学童をするということで、二小で風穴をあけて、続いて七小でその固持変えて、一気にこれでいけるのではないかと、この間、子育て支援につきまして本当に御

努力いただいて、成果を出していただいた、目覚しい成果だというふうに思います。

また、時間延長についても今後一つの形として検討する余地があるというようなことでお話いただきましたけれども、こういったことの延長に一体どのような子育て支援の全体像が描けるかということをそろそろ考えていった方がいいのではないかなというふうに思っています。

というのは、例えば保育ということをやっているわけですが、ではそこで何をやるのかといったときに、例えばもうちょっといろいろ考えて、地域の人たちと交流ができるようなことだってやってもいいわけで、例えばおじいちゃんと将棋を指すというようなことがあってもいいわけで、福生独自の子育て支援の中での学童保育のあり方、非常に特徴があるものをつくっていくという、そういうようなものを見据えながら、ここからやっていっていただければというふうに思います。

いずれにせよ、非常に大前進をしていただいて非常にありがたいというふうに思っております。ここは以上でございます。

2 項目目の高齢者の単独世帯に対する施策についてでございますが、緊急通報ブザー、37件というのは、やはりこの制度上考え方を変えないとちょっと難しいのではないかなという気がいたします。

緊急の協力員の立て方、これもやはりお互いにやるとかというようなことを考えざるを得ないし、また今いろいろな機材が出ておりまして、例えばポットの使い方の様子で安否がわかるとか、いろいろなものが出ておりますので、そういうものを総合的に考えていかざるを得ないのではないかと。

それについて、もし緊急通報ブザーにつきまして、もう少し違う方向について何かお考えのものがあれば、あるいはこの問題点をどう解決していくか、これについてお考えがあればお聞きしたいなというふうに思います。

次に、団地の見守り事業についての鍵開けの問題でございますけれども、これは実際に大変な状況がありまして、以前もある団地の4階で1人暮らしの男性が、倒れているのではないかなという、新聞等配っている人の通報がありまして、ただ、団地の管理というのは鍵を開けないという方針でありまして、いわゆる近親者がいなければ開けないと、したがって、駐在さんに行ってもらったのですが、それでも開けないと、これは規定でもう決まっているということで、これはどうしたらいいのかというので大騒ぎになりまして、4階ですので、しょうがないから隣の家からベランダ沿いに入ろうというようなことになって、駐在さんに「お願いします」と言ったら「えっ、私が行くのですか」というようなことで大変だったのですが、ベランダ沿いに入らせていただきまして、窓を開けて見つけたと、あと数時間遅れていれば命にかかわったというようなことがございました。

そういうようなことを高齢者の単独世帯の方はいつも気にしているわけでございます。ですから、どうやって鍵を開けるかという、こういう問題を、例えば近所の人が預かるというわけにもいかないわけですし、徐々にそういったシステムを考えていかなくってはならないときにきているというふうに思っております。

「健康ふっさ21」で今度は新しく回る人というのですか、回っていく方もいらっ

しゃいますし、そういった中で見ていただきたいなということと、民生委員さんは非常に大変な状況であるということをつつも聞かされております。1人で団地全体を見ていても本当に負担が大きいと、だれかサポートする人がいないものかなと。したがって、やる人も本当にこの先人材確保というのが難しくなっている状況もありますので、いわゆる民生委員さんをどうサポートするのか、あるいは小地域福祉活動をどう連携するのか、そこら辺のトータルな形で、この高齢者の単独世帯をどうやって見守るかという事業をいよいよ考えていただきたいというふうに思います。ここはもう要望でいたします。

続きまして、3項目目の財政運営につきまして、よくわかりました。なかなか厳しいものがあるなということでもわかりました。

御答弁の中にありましたいわゆる利子をなかなか下げてくれないというような中で、公営企業金融公庫というのがありますけれども、これはどのような組織かというか、ものかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今現在こういった公的なもの以外に市中銀行からの借入額がどのくらいあって、利率についてはどの程度でやっているのかということと、今地方分権一括法で今までは許可制だったものが今度は協議制に変わっておるわけで、この中でいわゆる市独自で安い金利の選択というのがどんどんできていくかどうか、そこら辺についてお願いいたします。

以上2回目、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、2項目目の高齢者の単独世帯に対する施策の関連でございますが、緊急通報システム等の普及、確かに市長答弁、御指摘もございましたが、協力員の確保というところがなかなかハードルが高いという現状がございます。

これは東京都の事業実施基準にのっとっております、年に消防署と、それと福祉、それから防災担当と連絡会議といたしますが、あります、そうした中でやはりこの要件を何とか緩和していただきたいというようなところはずっと前から申し上げているのですが、なかなかその辺のところはうまくいかないというところでございます。

そのほかにも、やはり昨日も小野沢議員さんの御質問にお答えいたしました、東京都の安心入居制度の見守りサービスでありますとか、それから地域資源、ボランティアさん、あるいは民生委員さん、それから小地域福祉活動と、そういった見守り、老人クラブなどがそうなのですが、いろいろな形でございます。

ですから、それらも何とかトータルにうまくつなげていける、そうしたものの、ネットワークというのでしょうか、そんな方向で考えていきたいなとは思っておりますが、なかなかそれぞれやはり個別のエリア、あるいは個別の活動というようなところがありますので、なんとか集まって、同じ認識で、同じ話ができるような、そんな場づくりをちょっと考えてみたいかなと、そんなふうに思っております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、公営企業金融公庫についてでございますが、この公営企業金融公庫につきましては、地方公共団体が実施をいたします上下水道、住宅、病院、交通などの事業に対しまして長期で低利の資金を提供し、市民生

活に寄与するため昭和32年、公営企業金融公庫法に基づき設立をされた団体でございます。

貸し付けの原資となる資金は主に債権の発行等により調達し、平成18年度の地方債計画での公営企業金融公庫資金は1兆4060億円で、計画全体の10.1%を占めております。

なお、この公営企業金融公庫につきましては、本年8月の行政改革推進法により20年度末に廃止をされまして、これまでの地方公共団体の公営企業金融公庫からの資金調達につきましては、資本市場から資金調達、その他金融取引を活用して行う仕組みに移行され、移行後の仕組みにつきましては政府がそれに必要な財政基盤確保の措置を講ずることとされております。

具体的な新たな仕組みにつきましてはまだ示されておりませんが、本年6月に国が示した政策金融改革にかかる制度設計によりますと、国は新組織に対しすべての面において関与を行わず、地方公共団体が共同して資金調達のための新組織をみずから設立をするといったしております。

続きまして、2点目の市中銀行からの借入額と利率についてでございますけれども、借入額の合計は1億9460万円でございます、1%台が1億8590万円、2%台が870万円でございます。

それから、3点目の安い金利の選択についてでございますが、協議により合意を得ました起債につきましては、原則として従来どおり対象事業により国の財政融資資金など公的資金の割り当てを受けることとなりまして、金利につきましても従来どおり国の定めた金利となってまいります。

ただし、これまではこの公的資金の割合が大部分を占めておりましたが、地方債計画によりまして民間資金の割合が高くなっております。例えば福生市が多く活用しております基地対策債などは国の公的資金から民間資金へと変更になっておりまして、この民間資金の活用の場合は東京都や市町村振興協会等の資金の選択、あるいは金融機関からの融資を選択することになりますが、民間金融機関から融資を受ける場合につきましては入札、あるいは見積り提出等の方法によりまして金利の提示を受けまして、最も条件がよい金融機関を設定し、起債の借り入れを行うこととなってまいりますことから、可能な限り金利負担の軽減に努めた財政運営に徹してまいりたいと、そのように考えております。

○15番（羽場茂君） ありがとうございます。引き続き子育て支援、福生独自のものをつくり出して、東京都に逆に従わせるというようなぐらいの意気込みでやっていただきたいと思います。

それから、財政運営につきましても18%が恐らく黄色ゾーンになると思いますので、ピーク時でもそこを超えないようなことを、やはり借りたらそれはもう金利、なかなか安くならないということだということなので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、いわゆるペンダント形式も含めて高齢者の対策については、いよいよこれからが大変な時代になると思いますので、遅れないように対策をお願いしたいと思います。

います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で一般質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時7分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第68号、福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第68号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、市民要望及び社会状況等を踏まえ喫緊の行政課題等へ取り組んでいく上で組織の効率的運営を図るため組織の改正を行いたく、本条例を改正いたそうとするものでございます。

現行の組織につきましては、平成16年度に改正をいたし、その後定例の時期を待たずに適時見直しを行ってまいりました。しかし、行政を取り巻く社会状況の変化、あるいは長期的視点に立った職員の適正配置などにかんがみ、平成19年度からの新たな組織の構築が必要との観点から、庁内に助役を委員長とする組織等検討委員会を設置し、現行組織の検証、評価、検討等を行い、その結果をもとに組織改正案としてまとめさせていただきました。

なお、本改正で対応すべき喫緊の課題、重点事項につきましては、次の8点を基本的な考え方といたしております。まず1点目といたしましては、総合的な子育て支援組織の立ち上げ、2点目がワンストップサービス、総合窓口への対応、3点目として安全・安心まちづくり施策への対応、4点目が個人住宅の質的向上及び定住化対策への対応、5点目としては新産業の創出へ向けての対応、6点目は第4次行政改革大綱の五つの重点項目を推進するための組織、7点目は蓄積技能等の継承可能な組織、最後に8点目といたしましては短期、集中的に取り組む必要のある重要課題への対応可能な組織、これらの構築を本組織改正で対応すべき課題といたしております。これらの課題を円滑に推進するための組織のあるべき姿、それに適正な配置職員数等につきまして検討を行ったところでございます。

改正の実施時期につきましては、平成19年4月1日といたしておりますが、市民サービスの視点から都市建設部や教育委員会事務局を含めて新庁舎へ移転する際に改正することが効果、効率的な部門の設置、あるいは事務事業の所管替えにつきましては、新庁舎移転時に実施することといたしております。

続きまして、本条例の改正内容を説明をさせていただきたいと存じます。

本会議資料として本会議初日に御配付をさせていただいております「福生市組織条例の一部を改正する条例資料」によりまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。(別添 1 2 月 5 日配付資料参照)

恐れ入りますが、本資料の 3 ページをお開きをいただきたいと存じます。

改正組織配置新旧対照表(案)でございます。この資料につきましては左から現行の組織と人員、その右側が改正案でございます、黒い網掛けの部分が改正箇所となっております。真ん中の部分は改正による配置職員の増減について、一番右側には備考として改正理由等を記載しております。

それでは、主な改正内容につきまして各部単位で説明を申し上げます。

初めに、議会事務局につきましては、改正はございません。

続きまして、企画財政部でございますが、秘書広報課、基地渉外担当を企画調整課に配置替えといたしております。基地周辺まちづくりの総合的な対応及び防衛補助事業の円滑な遂行を目的とするものでございます。

次に、財政課では契約係を新たに設置する総務部契約管財課へ、また検査係を総務課へ配置替えといたしております。この改正は財政部門と契約検査部門を分離し、相互の監視体制の確立を目的とするものでございますが、現在、総務部では新庁舎建設を担当しており、19 年度には諸工事の契約や物品等の購入が予定をされておりますことから、契約係、検査係と同一の部署となりますと、透明性の確保等が問題となる状況も考えられますことから、この改正部分につきましては 20 年度、新庁舎への移転時に実施をさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、秘書広報課では広報係と市民相談係を統合し、広報公聴係として効果、効率的な事業執行を図ろうとするものでございます。

これらによりまして、企画財政部の配置職員数は 5 人減の 28 人となってまいります。

恐れ入ります。4 ページをお願いを申し上げます。

続きまして、総務部でございますが、総務部の新庁舎建設担当参事につきましては、新庁舎への移転完了時に廃止といたしております。

総務課につきましては、庶務係と文書職員課、文書係を統合し、法規と法制事務を中核とした庶務事務の効率化を図り、また相互監視機能の強化のため検査係を配置することといたしております。

なお、先ほども説明をいたしましたとおり、検査係の所管替えは新庁舎移転時とさせていただきます。

次に、安全安心まちづくり課でございますが、総務課防災係と地域振興課、地域安全係を統合し、安全安心まちづくりの統括組織として新設し、安全安心のまちづくりを目指すものでございます。

その下の職員課でございますが、文書係の総務課への所管替えにより課の名称を変更させていただいております。

次に、契約管財課につきましては、財産の取得及び管理体制の一体化等を目的に、総務課管財係と財政課契約係を統合し、新設をするものでございますが、この新設に

つきましては、新庁舎移転時とさせていただきます。

また、公用車の管理につきまして、集中管理の是非を19年度に検討し、結論を得てまいりたいと、そのように考えております。

以上のとおり総務部の配置職員数は、6人増の37人となってまいります。

5ページをお願いを申し上げます。

続きまして、市民部でございますが、市民課を総合窓口課といたし、税証明を含む証明書等の総合発行窓口機能及び転出入等の相談窓口機能を強化し、少しでもワンストップサービスに近づけ、市民の方々の利便性の向上を目指しております。

次の課税課庶務係につきましては、所管の証明関係事務を総合窓口課へ移管し、諸税の賦課等の事務を課税課市民税係へ移すことにより廃止といたしております。

次に、保険年金課老人医療係につきましては、20年4月に広域連合の組織化が予定をされておりますことから、事務移管に伴い、その際に廃止といたしております。

これらによりまして、市民部の配置職員数は6人の減で54人となってまいります。

続きまして、生活環境部でございますが、地域振興課におきまして地域安全係を新設をする安全安心まちづくり課への配置替えに伴い、産業振興係を地域振興係と改め、新産業創出への対応として1名の増員となっております。

これにより、生活環境部の配置職員数は2人減の25人となってまいります。

6ページをお願いを申し上げます。

続きまして、福祉部でございますが、社会福祉課に生活福祉担当主幹を配置しておりますが、生活保護関係の経理を含む総合的な生活保護事務を専門的に所管し、適正な保護体制を確立をしようとするものでございます。

次に、現行の健康管理課を健康課とする名称変更でございます。

続きまして、新設の子ども家庭部でございますが、総合的な子育て支援組織としての新設でございます。現行の保育課を子ども育成課として、保育係と新設の子ども育成係の2係体制で子どもの総合育成施策を所管をしております。

このことにより青少年問題協議会事務や児童館管理関係事務及び次世代育成計画、それに保育事務、幼稚園事務等の所管など子どもに関する施策の中核を担うことといたしております。

これらのことによりまして、福祉部門を福祉担当部門といたしましては、現行の福祉部の79人から、今回の組織改正及び保育園民間移管、児童館の指定管理者制度導入により福祉部への配置職員数は49人、それに子ども家庭部への配置職員数は26人となりまして、全体といたしましては4人の減となっております。

7ページをお願いを申し上げます。

続きまして、都市建設部でございますが、当市では既に新規施設の建設や下水道新設工事等は減少傾向でございますことから、施設の維持管理等へその主力を移しております。また長年培われた個人技能について、通常業務の執行を通してその継承を図ることが求められており、対応組織の編成が課題となっております。そのため計画部門、管理部門及び工事部門へと編成をするものでございます。

計画部門といたしましては、これまでの都市計画担当に相当する計画担当、それに

用地担当、そして定住化対策担当で構成するまちづくり計画課を配置、また管理部門といたしましては庶務担当、管理担当で構成する施設管理課を、そして工事部門として建築担当、土木担当、営繕担当で構成する施設工事課を設置してまいります。

なお、定住化対策担当につきましては、市営住宅の事務を所管をいたしますことから、市民の利便制等を考慮して新庁舎への移転時に新設をしております。

次の水道事務所につきましては、20年度から東京都への事務移管がございますことからの改正でございます。

都への事務移管、組織改正によりまして都市建設部の配置職員数は、13人減の46人となっております。

8ページをお願い申し上げます。

教育委員会事務局につきましては、次長制度のもと学社融合に取り組んでおりますことから、特に組織の改正はございません。

なお、配置職員数6人の減につきましては、指導室教職員系の事務事業の精査による1名の減及び再任用職員の活用によるものでございます。

以上が各部の主な改正内容でございます。

続きまして、次のページ、9ページの組織改正に伴う配置人員表（案）をごらんをいただきたいと思います。

まず、表1、上の表でございますが、本改正に伴う組織配置職員数、それに派遣等の職員数及びその合計の組織構成職員数につきまして、現行のA、それに19年度改正後のB、そして20年度改正後のCの職員数を比較をいたしております。

まず、組織配置数につきましては、現行の409人から19年度では387人となりまして、組織上では22人の減員、また20年度では379名となり、現行との比較では30人の減員となるものでございます。

この組織配置数に一部事務組合や東京都等への派遣等を含めた人数が組織構成数となっておりますが、現行では派遣職員が8人で、組織構成数は417名でございますが、19年度では派遣職員が8名で、組織構成数は395人、また20年度では派遣職員が11名となり、組織構成数は390名となっております。

なお、これらの組織配置数及び組織構成数につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、実際の在籍職員数とは相違がございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、その下の表2につきましては、改正に伴う部や課、系の増減を示しております。現行の8部33課75係から19年度では9部34課70係となり、1部1課の増、5係の減となりまして、20年度では9部35課69係となり、最終的には1部2課の増、6係の減となっております。

1枚おめくりをいただきまして、10ページの福生市機構図（案）をごらんいただきたいと思います。

このページから12ページまでが19年度の組織改正後の組織を示しておりまして、13ページから15ページまでが20年度組織改正後の組織となっておりますので、御参照をいただければと存じます。

続きまして、冒頭に説明をさせていただきました組織改正により対応すべき重点事項の８点目でございます。短期集中的に取り組む必要のある課題への対応として、組織として配置職員枠を超えて職員を短期的に配置し、重要施策を集中的に推進するといったしておりますが、このことにつきまして説明をさせていただきます。

平成２６年度から２８年度にかけまして、職員の大量退職時期を迎え、この時期に適切に対応するため、新規採用職員の採用数というものが課題となってまいります。今回の組織改正では、喫緊の課題への対応とともに、長期的視点に立った職員の適正配置及び通常業務の円滑な推進のための配置職員数を考慮した組織といたしております。

つまり、当該年度の在職職員数をもとにした組織配置数とはなっておりませんので、本改正での組織改正後は組織としての配置職員総数と在籍職員総数との間に、一定の期間ではありますが、数名の差が生じることとなってまいります。この差の職員枠を重要施策推進要員として、各課における短期集中的に推進する必要がある重要施策に配置をしようとするものでございます。

この配置に関しましては、福生市重要施策推進要員配置規定、これを制定し、各課からの配置申請に基づき、行政改革推進本部会議での審議を経て市長が配置決定をいたします。

また、今まで部内庶務の執行につきましては、各部に一つの課を庶務担当としておりましたが、その庶務担当課の機能強化といたしまして、部内での横断的な課題への対応及び実施計画や予算及び決算にかかる調整等部長の業務を補佐し、部内事務事業の総合調整機能を行うこの機能を新たに加え、名称も監事課といたしてまいります。この監事課につきましては、部内での総合調整のほかには本部として所管する横断的政策課題につきましてもプロジェクトチームとともに本部長の業務を補佐し、本部長制度の円滑な推進を図ってまいります。このことによりまして横断的政策課題への取り組みの強化、あるいは各部の自主性の確保、それに社会状況等の変化に的確、緊急に対応できる組織を目指してまいります。

なお、社会状況の変化は大変早く、市民の方々の要望も多岐にわたることから、また行政の役割等につきましてもさまざまな変化があることが予想されますことから、今後もたえず組織の検証を行い、必要に応じて随時の見直しを実施をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上が今回の組織改正の主な内容でございます。

続きまして、最後になりますが、この組織改正による本条例の改正内容につきまして説明をさせていただきます。

例規集につきましては、１３９ページでございます。

議案書をごらんをいただくとともに、恐れ入りますが、本資料の１ページへお戻りをいただきまして、福生市組織条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をごらんをいただきたいと存じます。

まず、第１条でございますが、「福祉部」の次に新設の「子ども家庭部」を加えるものでございます。

次に、第2条ではそれぞれの部の代表的な事務分掌について定めておりますが、企画財政部の項で現行の第4号、契約に関すること及び第8号、市議会との連絡に関することを削るとともに、号番号を整理するものでございます。

なお、第4号の契約に関することにつきましては、20年度での改正とし、市規則で定める日から施行いたそうとするものでございます。

次に、総務部の項では、第4号として工事等の検査に関すること、それに第6号で生活の安全に関すること並びに第9号で契約に関することを加え、また文言の整理及び号番号を整理するものでございます。

なお、第4号及び第9号につきましては、20年度での改正とし、市規則で定める日から施行いたそうとするものでございます。

次に、生活環境部の項では、第1号中「及び生活の安全」を削るものでございます。

資料では次のページ、2ページをお願いをいたします。

次の福祉部の項におきましては、第1号中の「社会福祉」の次に「(児童福祉を除く。)」を加えるものでございます。

また、福祉部の項の次に子ども家庭部の項を加え、第1号から第3号までの代表的な事務分掌を加えるものでございます。

次に、都市建設部の項では、新たな事務として第5号、定住化対策に関することを加え、また代表的な事務分掌として第8号、公園に関すること加えるものでございまして、文言の整理及び号番号の整理もさせていただきます。

なお、第5号につきましては、20年度での改正とし、市規則で定める日から施行いたそうとするものでございます。

最後に、附則といたしまして本条例中第1条の施行期日を平成19年4月1日からとし、第2条の施行期日については市規則で定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） 組織改正で一番大きなところは、子どもの関係の部ができたということで、大変子育て支援に大きな成果が期待できるのではないかと思いますのですが、もう1件、今回のこの組織改正では市長が力を入れていると思われるところ、今重要施策推進の関係の説明がありましたけれども、実際にはこの組織条例で22名の減なのですが、実態は定年退職を含めここまでは届かないし、また新たに人も雇わなくてははいけませんから、相当な開きが出てくるのだと思うのですが、当面どのくらいの人数を見込んで、それを何年ぐらい継続していくのか、今説明では短い期間ということで、市長がそれを任命するか指名するかということで、まずそれが1点です。

それから、もう1点は資料の方の3ページで、検査係を総務に、契約係を管財課へ配置替えということで、相互監視機能の強化という説明があるのですが、これは20年の庁舎ができ上がってからですね。今現状は背中合わせどころか隣合わせにしているわけですね。これは問題ないのですか。

こういう説明でいくとすれば、即座にこれはやらなくてはいけないことではないですか。というのは、これから庁舎にかかわる備品その他をいろいろ買うわけでしょう。そこで契約が絡んでくるわけですね。それが終わってからやるという面では随分悠長なことをやっているなど、この趣旨説明と全然意味が合っていないなと思うのだけれども、そこはどう考えるのですか、その2件。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、まず1点目の重要施策推進要員につきましての人数の想定でございますけれども、来年度につきましては現在、今後退職人数等の影響も考えられますけれども、7名程度を予定をしております、今後につきましても、年度によりまして増減は多少出てまいりますけれども、こういった数名の推移になるのかなというような、そんな推計をいたしております。

それと次に、期間でございますけれども、現時点での推計によりますと、今後、来年度、平成19年度を含めまして9年間、こういった人数の差が生じてくる、またこの制度を活用していきたいというふうに現時点では考えております。

続きまして、契約並びに検査事務の移管についての御質問でございますけれども、ただいま議員さんの方から御指摘がありました点、その点につきましてもいろいろ私どもの方で十分考慮を重ねまして、現時点ではやはり長期的に見ますと今まで財政課、あるいは検査係、契約係が一緒の課にあることは、監視体制で言いますと好ましくないというような、そんな位置付けの中で今回組織改正の項目として上げさせていただいております。

ただ、その課題への対応といたしまして、今回総務部におきましては新庁舎の方で大きな備品の購入、あるいはまた工事の契約と同じ部の中でそういった業務が行われることにつきましての透明性の確保の問題、こういったことを比重にかけさせていただきまして、長期的に見れば組織として当然分離をしていくというような、そういった長期的な視点を持つての取り組みでございますけれども、まず1年間につきましてはそういった透明性の確保を最優先させていただきまして、1年先に延ばさせていただいたと、そのような経緯でございます。

○22番（小野沢久君） 後段の検査の話はひとつも答弁になってないではない。だって今、もうだって好ましくないと思っているのでしょうか。これから扱う金額がふえるのでしょうか。什器、備品みんな買わなくてはいけないのだから、それはみんな検査するのでしょうか。それでなおかつ、わかっていながらそうやっているということは、全くの説明になってないし、全くのおかしなことではないの。

今、だって背中合わせではない、隣にいのだよ。契約が電話している声が検査に全部聞こえるんだよ。そうではない。そうでしょう。だったらとりあえず、組織上はこうなっている、席だけでもほかにもっていくとか、打つ手はあるだろうに。だってそれが理由でしょう、透明性を確保するのだから。

だって契約、検査する方がどこに発注しているかみんなわかってしまうんだよ。その段階でもう既に、物が入る前から。そうでしょう。だったらひとつも説明になってないですよ。

だから組織上はそうかもしれませんけれども、とりあえずはもう今好ましくないと

いう理解をしているのだから、すぐにでも席を変えるとか、ほかへもっていく、階を変えるとかとできるのでしょうか、そのくらいのやりくりは。そうでなかったら今の説明なんか全く、今移動なんか、20年済んだら全くやる意味がない。説明の趣旨からしてよ、趣旨がそうなのだから。それをもう1回お願いします。

それから、その期間、重要施策推進要員、だって短期というのは、10年もが短期かい。短期というのは2年とか3年が短期だろうに、9年もなんでこれが続くの。それは新規に採用しなくてはいけないですよ、ある程度人数は。だけでもそれをそういう形で9年もするのは、重要施策の推進要員なんて言えないのではないの、それは。どうでしょう。私はそれは暗に数合わせでしかないと思う―――と思いますけれども、そこはもう一度、数合わせではないということの根拠をもう少し説明していただいて、9年なんていうのはとても短期ではないですよ。短期というのなら前のを取り消して訂正してもらって、これ以上、次は質問しませんから、これは総務文教委員会付託ですから、あとはうちもエースが控えていますから、これ以上ここでしません。

とにかくその2点についてきちんと答えてください。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 答弁がちょっと足りなくて申しわけございませんでした。

まず、1点目の財政課の契約、検査の関係でございますけれども、来年度、平成19年度につきましては新庁舎で仮配置となつてまいりますので、そういった仮配置の中で分離して対応するというような、そんな方向で今検討をいたしております。

続きまして、短期集中的に取り組む重要施策推進要員についてでございますけれども、この短期につきましては当然1年、1年間で原則なのですけれども、1年間、場合によっては延長する場合もございますけれども、短期集中的に取り組む計画の策定、あるいは実施事業等そういったところへ通常枠、今回の組織の配置職員につきましては必要最低限、この人数を経常的な仕事といいますか、通常業務といいますか、そういった業務につきましては最低限の職員を配置をしているというような、そんな状況がございます。

その中で集中的に取り組む業務、あるいは通常的な業務、こういった業務を分けをしていく中で業務のスピードアップ、あるいは市民要望にこたえていくというような、そんな対応を図りたいというふうに考えております。

○22番（小野沢久君） 質問はしません。いろいろこれやっていると、では集中的とは何なのよとか、いろいろ出てくる。それはどこで統括して、どういう結論をもってきて、議会との関係はどうするのかと、いろいろそうなってくると、最終的には各課に1人いるとかいないとかということになってくると思うので、現実の話は、今の言ったこととは現実には、現場対応は違ってくるのだと思うのですけれども、一応ここは本会議でございますので、委員会でさらなる審議がありますので、この辺にとどめておきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、議案第69号、福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第69号、福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

提案理由でございますが、組織の改正により課の名称が変えることに伴いまして、関係する三つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、まず第1は、例規集は567ページでございます。本条例第1条は、福生市特別職報酬等審議会条例の第6条中「総務部文書職員課」を「総務部職員課」に改めるものでございます。

次に、例規集は1841ページでございます。第2条は、福生市予防接種健康被害調査委員会条例の第7条中「福祉部健康管理課」を「福祉部健康課」に改めるものでございます。

次に、例規集は2044ページでございます。第3条は福生市都市計画審議会条例の第7条中「都市建設部都市計画課」を「都市建設部まちづくり計画課」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第4、議案第70号、福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第70号、福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集は546ページでございます。

提案理由でございますが、職員が勤務時間中に行っている職員団体のための活動を

制限するとともに、用語の整理をいたしたいので改正をお願いいたすものでございます。

改正の内容でございますが、第1条関係は「行ない」を「行い」に送り仮名を整理するものでございます。

第2条中「次の各号に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に、「行ない」を「行い」に「、又は」を「又は」に改め条文の整理をするとともに、同条第1号中「及びその準備」を削除いたそうとするものでございます。

このことにより、職員団体は準備行為としての会議や資料等の作成する時間は除かれまして、適法な交渉以外は勤務時間中にできないことになります。

なお、当市の職員団体は従来から準備行為などは勤務時間外に行っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） たびたびで恐縮なのですが、これは労働組合の関係のところなのですが、今の説明だとほとんど何を説明しているのかわけがわからないのですが、職務時間中に組合活動することは、これは禁止されておりませんか十分できる。しかし、それには手続きがきちんといるわけですね。

ですからその辺は、他市の状況でいろいろきちんとされてなかった市なんかもあるのですが、我が市はそういう面ではきちんとされていると私は理解しているのですが、手続き上はきちんとそういう面での、役員が業務をするまでの手続きの流れをちょっと具体的に説明していただけますか。

申請するわけですね。この間、仕事をしないという申請があるわけでしょう。それがきちんとどこかに記録が残るわけでしょう、職免の。その辺の手続きの流れはどのような形になっていますか。

○総務部長（田辺恒久君） この「及びその準備行為」の削除でございますが、これにつきましては職免の規定とは別でございます。本来、この部分については人事院規則に規定されなかった内容が福生市のこの条例の中に規定されておりまして、要するに団体交渉の準備段階としての執行委員会とか、そのような部分について、本来はその部分を勤務時間中に、一定の部分、昔は認めていたのですが、これについては準備行為には当たらないということでございまして、本来の団体交渉、予備交渉を団体交渉として、予備交渉というのは、団体交渉の場合は3役折衝とかいろいろ詰める段階の、労働組合と担当課が詰める内容などがございすけれども、そういうような内容についてのことを部分を正当な行為という形でございます。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩します。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（田辺恒久君） 説明が不十分で申しわけありませんでした。

職員組合との団体交渉はほとんど時間外に行っておりますが、緊急性等のことから時間内に行う場合には、口頭で出席の確認をし、その後団体交渉記録に内容や出席者を記録しているところでございます。

○22番（小野沢久君） 労働組合の関係で、きちんと手続きを踏んで、いつだれが見てもわかるようになっていればいいのですが、ある市の出来事で、私の仲間の議員がやはり同じ質問をして、結局資料が残ってなかった。理事者側にもものがなくて、組合側の資料を借りて資料をつくって、大変な時間と、えらい大きな問題になったことがあったものですから、きちんと残っていればということの確認だったのですけれども、話があちこちいったのですけれども、わかりました。結構です。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第5、議案第71号、福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第71号、福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

例規集は718ページでございます。

提案理由でございますが、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の改正に伴い、非常勤の職員の通勤の範囲を改正するほか規定の整備をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、大変恐縮でございますが、お手元に配付してございます本会議資料の福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の概要で説明を申し上げさせていただきますので、御参照いただきたいと思います。

（別添12月5日配付資料参照）

1として、条例改正の趣旨でございますが、今回の改正は国家公務員、地方公務員災害補償法の一部改正によるものでございますが、これは労働者災害補償保険制度との均衡を図るため同趣旨の改正をいたすものでございます。

次に、2の条例改正の概要でございますが、主要な部分であります通勤の範囲につきまして、図でお示しをしました条例の第2条の2第1項は通勤の範囲を定めておりますが、その第1号は改正前からあります住居と事業者の間を往復するケースでござ

います。

第2号は、今回通勤の範囲の拡大で、住居から第1事業所へ行き、住居に帰らずそのまま第2事業所に移動する際にも通勤とすることが新たに追加されました。

また第3号は、地方公務員では余りケースがないと思われませんが、単身赴任者が赴任先住居と帰省先住居を移動する間も通勤とすることが追加されたものでございます。

議案書に戻りまして、中ほどの第7条第1号中は、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の一部改正により「監獄」を「刑事施設」に改正するものでございます。

第8条中は関係法令に準拠し、「等級」を「障害等級」に改める規定の整備でございます。

第9条の2では、障害者自立支援法の施行に伴いまして、介護補償の適用除外である施設入所に関する規定の整備を行うものでございます。

第11条及び附則につきましても、第8条の改正と同様に、関係法令に準拠した規定の整備でございます。

別表第1は「等級」を「障害等級」に改めるとともに、引用しております公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の別表が改正され、同政令施行規則に内容が移譲されたことにより改正するものでございます。

また、別表第2も「等級」を「障害等級」に改めるとともに、別表第1と同様の趣旨により改正させていただくものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第6、議案第72号、福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第72号、福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集は746ページでございます。

提案理由でございますが、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の改正に伴いまして規定の整備をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条第1号中「。以下「法」という。」を削除いたしま

すが、地方公務員災害補償法の別表が改正により削られたことにより、地方公務員災害補償法にかかる条文が以下になりますので、削るものでございます。

第7条第1項中「法別表に定める程度の障害が存するときに当該職員に支給する」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）。以下「省令」という。）別表第3に定める障害等級に該当する職員に支給する」に改めましたのは、これも地方公務員災害補償法の別表が削除され、省令の施行規則の別表に移譲されたので、改正をいたすものでございます。

また、同条第2項中「各等級」を法令の改正に準拠し「各障害等級」に改正するものでございます。

第8条第1項中及び同条第2項中の改正も第7条の改正と同様でございます。

附則第3項中「法別表に定める障害が存する場合」を「省令別表第3に定める障害等級に該当する場合」に改めておりますが、これも第7条の改正と同様法別表の改正により省令別表に移譲されたことにより改正するものでございます。

別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の表中の障害の等級につきまして、法令の改正に準拠し、障害等級に改正させていただくものでございます。

附則といたしましては、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、議案第73号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 吉野栄喜君登壇）

○教育次長（吉野栄喜君） 御指名をいただきましたので、議案第73号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、提案理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の改正に伴いまして規定を整備いたそうとするものでございます。

次に、改正内容でございますが、例規集の1202ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、大学等に入学する者の保護者に対しまして、入学時に要する資金について金融機関に融資をあっせんすることにより経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的としております。

第2条では、融資のあっせん対象となる資金を規定しております。

この第2条では大学等について、学校教育法第1条の規定を準用しておりまして、今回の法律改正によりまして「盲学校、ろう学校もしくは養護学校」が「特別支援学校」に改正されましたことから、同様に改正をいたそうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を平成19年4月1日といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第8、議案第74号、福生市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第74号、福生市保育所条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

例規集は1417ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、市では公設保育園の民間移管を段階的に進めているところでございまして、今回公設公営保育園のうちつくし保育園を平成19年4月1日から民営化することに伴い、公設公営保育園としてのつくし保育園を廃止するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

なお、つくし保育園の民営化につきましては、本年3月に運営事業者を公募したところ、7事業者の応募がございまして、市内のつくし保育園運営事業者選定委員会の審議結果を経て、社会福祉法人清心福祉会に移管いたそうとするものでございます。今後平成19年1月から3月までの移管準備のための運営委託や、その他移管に必要な手続きなどを進めていく予定でございます。

次に、条例の改正内容でございますが、保育所の名称及び位置を定めております別表中「つくし保育園 福生市南田園一丁目4番地12」を削除いたそうとするものでございます。

附則でございますが、本条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第9、議案第75号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第75号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

例規集は1512ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、市では年々入所希望が増加する学童クラブの需要にこたえるため、市内の学童クラブ設置の拡充に関する検討会、あるいは教育委員会内部での学校施設利用検討会におきまして、小学校の余裕教室を活用した学童クラブ施設の設置につきまして検討してまいりました。

その結果、第七小学校内に余裕教室を臨時的に活用し、新たに臨時第2田園クラブを設置し、平成19年4月1日から開設いたそうとするとともに、あわせまして児童福祉法の改正に伴う規定を整備するため本条例を改正いたそうとするものでございます。

なお、新設いたします臨時第2田園クラブは定員30名で、その運営につきまして福生市社会福祉協議会に業務委託をする予定でございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条では児童福祉法の改正に伴いまして、同法の運用条項を「第6条2第12項」から「第37条の7」に改めようとするものでございます。

次の学童クラブの名称及び位置を定めております別表でございますが、新設いたします学童クラブとして、名称「臨時第2田園クラブ」位置「福生市北田園一丁目1番地1」を既存の田園クラブの次に加えようとするものでございます。

最後に附則でございますが、本条例は平成19年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

ただし、第1条の改正規定につきましては、公布の日からといたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、市民厚生委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第76号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第76号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びに改正の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成18年6月21日、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、医療保険制度は大きな転換期を迎えることとなりました。特に生活習慣病による疾病の予防を重視し、医療費の適正化を推進するとともに、新たな広域連合による後期高齢者医療制度も平成20年4月には創設されることとなっております。

そのような中で、国民健康保険事業運営につきましては、高齢化の進展による医療費の増大、また低所得者の増加などにより保険税の伸びが見られないことから、財政が圧迫され続けており、一般会計からの繰入金も大変大きく多額になっており、厳しい状況にあります。

福生市の保険税率等の改正に当たりましては、国民健康保険運営協議会から平成15年1月に5カ年間にわたる答申をいただき、毎年運営協議会を開催いたした中で、平成15年度から平成18年度までの4年間、医療分の税率等を改定させていただきましたが、平成17年度も繰上充用による財政措置を余儀なくする結果となってしまいました。

そこで、本年につきましても平成19年度に向けまして国保運営協議会を開催いただきまして、国保財政の内容等を分析し、説明し、御審議いただきまして、諮問どおり答申をいただいたところでございます。

本来であれば介護分、第1号被保険者の保険料の見直しと合わせて第2号被保険者についても改定すべきところでございましたが、大変申しわけなく思っているところでございます。

40歳から64歳までの第2号被保険者の介護納付分について、6カ年据え置いたことによりまして第1号被保険者との格差が出ており、医療分の保険税を介護分として6400万円を医療分から支出している状況になっております。

このようなことから、平成19年度につきましては、介護分の所得割、均等割及び賦課限度額を改定させていただくものでございます。医療分の改定につきましては、税制改正等による市民負担の増加等社会情勢等の変化から激変緩和措置として据え置きとさせていただくものでございます。

それでは、条例の改正の内容について御説明申し上げます。

例規集は1804ページから1805ページでございます。

初めに、第2条第3項の介護納付金課税額の限度額、現行「8万円」を「9万円」に改めようとするものでございます。これは既に平成18年4月に地方税法の改正が

行われていることから、改正をさせていただくものでございます。

次に、第7条の介護納付金課税被保険者にかかわる所得割額につきまして、「100分の0.9」を0.1%引き上げ「100分の1.0」に改めさせていただくものでございます。

次に、第9条の被保険者均等割額につきましては、被保険者1人について「7000円」を2200円引き上げまして「9200円」に改めさせていただくものでございます。

この改定による影響額でございますが、試算いたしましたところ、実収納額といたしまして2070万円程度の増額となり、介護納付費納付金の不足分の3割を補てんするところとなりますが、国保事業を少しでも赤字補てんし、健全財政に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成19年4月1日とするものでございます。

なお、経過措置といたしまして改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は平成19年度から適用し、平成18年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○16番（青海俊伯君） 市民厚生委員会外の議員として質問をいたします。

先ほどの一般質問の中での答弁で、それぞれの所得割、均等割の税収見込みはお聞きをいたしました。

その中で1点、応能、応益の50対50に近づけるというような答弁もあったと思いますが、この改正前の応能、応益の比率と改正後、全体としてどうなるか、この二つの比率をまず教えていただきたいのと、この介護納付金の40歳以上65歳未満のいわゆる2号被保険者、平均しますとこれは1人当たりどれぐらいの負担増といえますか、増になりますか、わかりましたらお願いをいたします。

もう1点ですが、よく各御家庭にいきますとこんな話があります。納付書がきて、開けてみたら突然高い税金になっていて驚くのだと、なぜもっと早めに知らせてくれないのかという話を聞きますが、今回の改正、審議して通った後に対しての市民に対する広報といえますか、どのような形で伝えて理解を得ようとしているのか、その方法についてもお尋ねをいたします。

○市民部長（石川弘君） まず、応能、応益割についてでございますが、50%に近づけるということから、改定前の応能でございますが、53.7%、それから応益が46.3%でございます。改正によりまして応能が50.6%、応益が49.4%というような率になってまいります。

それから、1人当たりの増加額でございますが、所得割がおおむね1000円、それから均等割が2200円、おおむね3200円程度、平均ではございますが、増加

ということでございます。

それから、改定後の市民へのお知らせ、あるいはPR等々でございますが、国保の場合でございます。昨年度も3月1日号の広報に「税率等改正されます」との掲載をさせていただいております。

国保に限らず税制改正等々ございますので、市民の皆さんにはやはり早めに、タイミングよく、しかもわかりやすくお知らせをしまいたいというふうに考えております。またホームページにも、例えば国保の納付前には掲載をしてお知らせ等しておりますので、いずれにいたしましても、タイミングよく、早めにわかりやすくというようなことで進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第11、議案第77号、福生市まちづくり景観条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第77号、福生市まちづくり景観条例につきまして提案理由並びにその改正につきまして御説明させていただきます。

なお、提案理由の前に国と東京都の経過につきまして若干説明させていただきますが、我が国で初めての景観に関する総合的な法律である景観法が平成16年第159回通常国会で可決成立し、平成16年6月18日に公布されまして、平成16年12月17日に施行されたところでございます。

これを受けまして、東京都におきましては景観条例の検討を開始し、東京都景観条例の全面改正が平成18年10月5日、平成18年第3回東京都議会定例会におきまして可決成立いたしました。平成19年4月1日から施行することとなり、景観法の定めるところにより、東京都は景観行政団体となったところでございます。

それでは、本条例の提案理由について御説明させていただきます。

今日、都市計画では快適な都市環境を創造することに加え、都市景観の形成も重要な要素となっておりまして、福生市には景観資源がたくさんありますので、地域にふさわしい景観となるよう市民、事業者、市がお互いに協働しながら心のこもった行動を展開していく必要があると考えております。

このことを実現するために、福生市の景観を創造し、保全し及び育成することについて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観の形成に関する必要な事項を定め、その施策に関して基本的な方針を明らかにしようとするものであります。

なお、本条例の素案に対しましては、10月1日号の広報及びホームページに掲載して、市民の皆様からの意見の募集をしたところでございます。

それでは、本条例につきまして御説明させていただきます。

まず、前文でございますが、本市の景観の特徴及び現状を分析し、条例制定のねらい、決意を表明して、まちづくりの景観条例の趣旨を明らかにするもので、この条例の精神ともいえるものでございます。

第1章は、総則でございます。

第1条の目的につきましては、この条例を制定するに当たりその目的を定めるものでございまして、良好な景観の形成を確保することを規定しております。

第2条の協働の責務につきましては、市、市民、事業者がそれぞれの立場を認識し、相互に連携して積極的にその役割を果たしていくことを定めるものでございます。

第3条の市の責務につきましては、まちづくり景観条例第6条に規定されている基本計画に基づき必要な施策を実施し、景観の保全等に取り組む市の責務を定めるものでございます。

第4条は、市民の責務につきましては、市民が日常生活において景観の保全等に対する努力義務を定めたものでございます。

第5条は、事業者の責務につきましては、事業者が事業活動において景観の保全等に対する努力義務を定めるものでございます。

第6条の福生市まちづくり景観基本計画につきましては、本市におきまして景観の保全等に関する基本的な計画としてまちづくり景観基本計画を策定し、目標及び基本理念、施策の基本方向等を定めるものでございます。

第7条の協働体制につきましては、市長に対する提案、支援、協力要請といった市民団体を中心としたまちづくり景観推進連絡会や、公共事業者の景観連絡協議会の体制整備を定めるものでございます。

第8条の提案制度につきましては、提案制度を可能として、創意と工夫に満ちた試みをさまざまに展開できることを後押しする制度を定めるものでございます。

第2章は、景観協定及び推進団体でございますが、第9条のまちづくり景観協定につきましては、一定区域内でまちづくりの景観協定の締結を可能としており、住民合意によるきめ細かい景観に関するルールを景観協定として策定できることを定めるものでございます。

第10条のまちづくり景観推進団体の認定等につきましては、市民と行政等が協働して取り組む景観づくり、市民団体の認定も可能とすることを定めるものでございます。

次に、第3章、景観重要資源の指定でございます。

第11条の景観重要資源の指定につきましては、景観上重要な建築物や工作物、樹木等を景観重要資源として指定をし、積極的に保全も可能とすることを定めるものでございます。

次に、第4章の景観影響行為等でございます。

第12条の景観影響行為につきましては、景観影響行為の届出で、建築物の建築士

等に対する届出、指導を基本とする市政誘導も可能とすることを定めるものでございます。

第13条の景観の形成に阻害となる建築物等の行為につきましては、景観の形成に阻害となると認めたときは、審議会の意見を聞き、必要な措置を講ずるよう協力を要請することも可能とすることを定めるものでございます。

第14条の事実の公表につきましては、前条の指導、要請に従わないときはその事実の公表も可能とすることを定めるものでございます。

次に、第5章は表彰、助成等でございます。

第15条の表彰で、建築物等につきましてはその所有者、設計者、施行者等を表彰も可能とすることを定めるものでございます。

第16条の助成等につきましては、景観重要資源の所有者、景観推進団体の景観の形成に資する活動の技術的援助、当該行為活動の一部の助成を可能とすることを定めるものでございます。

次に、第6章は福生市まちづくり景観審議会でございます。

第17条の福生市まちづくり景観審議会につきましては、景観の保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査、審議するための機関の設置について定めるものでございます。

第7章は、雑則でございます。

第18条の委任につきましては、本条例の施行につきましては、必要な事項は別に定める旨を規定したものでございます。

なお、附則といたしまして本条例の施行期日につきまして、市民への周知期間等を考慮いたしまして平成19年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、現に存する福生市まちづくり景観基本計画（平成18年7月1日決定）につきましては、本条例の第6条第1項により策定されたものとみなすと定めるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○5番（大野聡君） それでは、一応所管外でございますので、何点かちょっとお伺いしたいと思いますけれども、今回の条例、画期的な条例だと思いますけれども、何点かちょっとわからない点がありますので、細かい部分は委員会の方で審議されると思いますけれども、その前に何点かお伺いさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、これは手続き上の問題なのですが、第6条の関係では景観審議会に景観基本計画を諮問するという、意見を聞くという形になっていますが、この条例の附則では既にことしの7月に策定されました基本計画をいわゆる第6条の基本計画とみなすというふうになっておりますが、今後の手続きとしては、既にもう基本計画はできてしまったわけですが、景観審議会との関係がどうなるのかについて1点お伺いしたいと思います。

それから、2点目は4条、5条で市民と事業者の責務をうたわれていますが、それぞれその事業活動に関し「景観の形成に努めなければならない」という精神論というか、非常に抽象的な中身になっていますけれども、この辺についてはどんなことを想定しているのかということについてお伺いいたします。

それから3点目につきましては、先ほどの説明の中で東京都の動向等について説明がありまして、東京都は国の景観法の改正を受けてここで景観条例を改正したということだったようでございますけれども、東京都は景観行政団体になったということで、その景観行政団体というのは、今までの条例とどのような違いがあるのか、主な点について教えていただきたいのと、市の場合もし景観行政団体になるとすればどのようなことが考えられるのかということについてまず教えていただきたいと思います。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 大野議員の質問にお答えいたします。

1点目の景観審議会の意見反映、景観基本計画をどうするのかということでございますが、作成済みの景観基本計画は、この条例を御審議いただきまして、原案どおり御決定いただいた場合と仮定いたしますと、その附則によりまして第6条第1項の規定により策定されたものとみなされますので、平成19年4月1日以降に告示をして、第17条の福生市まちづくり景観審議会に報告をしていきたい、このように考えております。

2点目の市の責務、市民の責務、事業者の責務は具体的、精神論というような御意見ですが、市としては長期的視野に立った計画立案、実施のための条例整備をする。二つ目に市民、事業者とともに必要な支援をすること。3点目といたしまして、地域ごとに景観づくりが動き出すためのきっかけをつくるということを考えております。

市民にお願いするのは、地域で決めたルールに沿ってまちづくり、景観づくりを行うこと。2番として、自分たちの住むまちの景観をどのようにしたいのか、地域で話し合っていくこと。3番として、まちの景観を常日ごろから気にかけていただいて行動をしていただくということでございます。

事業者としては、地域の一員として率先して地域や社会に貢献すること。2番目として、地域で決めたルールに沿ってまちづくり、景観づくりをすること。3点目として、地域の一員として行政とともに話し合い、協議を続けていくということをそれぞれの責務ということに考えておりまして、それぞれの役割を果たしていただくように定めたものでございます。

3点目といたしまして、東京都は景観行政団体、景観法に基づきまして東京都は自動的に景観行政団体となったものでございますが、この景観法の行政団体になるためには、市町村におきましては東京都の同意を得る必要がございます。

この情報につきましては、まだ説明会が開かれておりませんので、概要ということでお聞き取りいただきたいのですが、東京都は同意の前提条件といたしまして、広域的な景観形成の整合性を盛り込み、東京都の方針とのバランスを図る。2点目といたしまして、区市町村との協議事項を設ける。3点目として、区市町村に対して東京都と同様の事前協議事項、条例化をするなどの条件を考えているとこのことでございます。

なお、福生市の景観行政団体の方向性といたしましては、まちづくり景観基本計画

に記述してございますが、今後東京都との協議、同意を経て、将来的には景観行政団体を目指していく、このように考えているところでございます。

景観行政団体として東京都は従来の条例との違いでございますが、罰則規定が条例化されるというようなことが大きなものでございます。例えば事前協議に従わなかった場合については罰金に処するということで、努力義務中心の条例から強制力のある条例に変わったということであります。

あと東京都におきましては、建築確認や都市計画決定等多くの許認可権がございますので、東京都の景観条例は福生市内にも適用される部分もございますので、今後一定の効果はあるのではないかなと、こんなふうに思っているところでございます。

○5番（大野聰君） ありがとうございます。それではもう1点、これも景観の条例の関係になるのかどうかちょっとわからないのですが、今議会でもごみの投げ捨てですとか、たばこのポイ捨てだとかということで大勢の議員さんからその対策について質問されたわけですが、景観基本計画の中でも課題の中にゴミやたばこの投げ捨ての問題が出されておりました、基本計画でのルールづくりというところでごみの不法投棄に関する監視の強化、それから意識啓発というようなことが書かれております。

さきに制定されております環境基本条例でもそういうたばこのポイ捨てとかに含めての特に禁止的規定といたしますか、そういうものはないわけですが、今議会でも大勢の議員から指摘されたように、市民のモラルだけで、啓発だけで本当にそれが解決するかどうかということがあると思うので、これは基本計画、この条例なり環境基本条例で定めないとすれば、何らかの形の制約する、例えば千代田区ですとか新宿区で実施されているポイ捨て禁止条例みたいなものの将来的なお考えはあるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 廃棄物の関係、あるいはたばこのポイ捨ての関係でございますけれども、御指摘のように何といてもモラルの問題が一番でございます、市といたしましては引き続きPRに努めてまいり所存でございます。

生活環境部では現在、廃棄物の減量等推進委員会、それからゴミ減量プロジェクト、これにつきましては市民会議的な組織でございますけれども、こういった会議がございます。

こういった中でゴミの減量、あるいはポイ捨ての施策等々につきましては、今までも連携をする中でいかにマナーアップにつながるかというような施策をいろいろと検討、協議をいたしているのが現在でございます。

具体的にこういった中で今後どういう施策を進めていくかということの結論めいたことで出てございませんけれども、こういった御意見をいただく中で、なお市といたしまして積極的にできる施策につきましては取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

なお、御指摘いただきました条例等々の制定につきましては、現段階ではPR、あるいはいかにゴミをなくすか、減量するか、ポイ捨てをなくすかという取り組みの方を先行して現在取り組んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

○5 番（大野聡君） ありがとうございます。今、るる御丁寧に御説明いただいたのですが、やはりいろいろな審議会なり、市民の方の団体だけでなく、今議会で、審議会で大勢の方からそういう指摘がされて、その改善策について何とかというお話があったわけですから、その審議会の意見を含めて十分今後対応を考えていただきたい。

モラルのアップだけで本当に改善できるかどうかというのは、非常にいろいろな面で課題があると思いますし、モラルアップだけで済めばそれはそれでいいと思うのですが、そういう部分は十分検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○8 番（阿南育子君） 最初の附則のところに「良好な景観」という言葉が出てきます。目的のところにも出て、何箇所か出てくるのですけれども、この福生市における良好な景観というものはどういうものを指しているのかというのを確認させていただきたいと思います。

それと、第4章の第12条で、景観影響行為の届け出というのがあるのですが、これの（5）に景観影響行為として市規則で定める行為というのがあるのですが、この規則でどういうことが定められているのかというのを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 阿南議員さんの質問にお答えいたします。

前文の「良好な景観」とはということかということですが、日ごろの普段の生活の中から生まれてくるもので、みずから手で創造して、問題は自分たちで解決をしていくというようなことで、良好な景観を目指して努力をしていくというようなことでございますが、現在福生市には、小さなまちとはいえ多くの景観資源がございますが、それらを今後基本計画の八つの方針に基づいて、景観連絡会議等の行動の展開によって、この辺の良好な景観をどういうものかということも含めて今後議論をしていきたいというふうに思っておりますし、人それぞれ生まれた場所も違えば、その経過も違うわけで、景観に対する認識もさまざまだというふうに思いますので、それらがすべての方に統一して良好な景観ということにはならないかもしれないのですが、1人でも多くの方が共感していただけるようなことができる景観が良好な景観ではないかと、こんなふうに考えておるところでございます。

次が景観影響行為の届け出についてでございますが、これにつきましては、景観条例第12条で都市景観の形成に大きな影響を及ぼすと考えられる行為については事前に届け出をしていただき、この建物の個性を大切にしながら周辺地域との調和を図るために必要に応じて助言指導を行い、すぐれた都市景観の形成をしようというふうに考えておるところでございますが、それから規則におきましては、この条例が可決成立したと仮定した場合には、平成19年4月1日からでございますので、それまでの間に規則を整備したいというふうに思っておりますのでございます。その内容につきましては、今後の調整の中でどのようにしていくかということも含めて決定をしていきたいと、このように思っているところでございます。

影響行為の市規則ですが、先ほど申し上げましたように、素案の段階ではございま

すけれども、景観重要資源、今後審議会の中で議論していただけて決めていただくわけですが、これらの建築物の新築、増改築、その他外観上の大きな修繕を一つとしては上げられるのではないかというふうに思います。

もう一つとしては、今後景観協定を締結していきたいというふうには思っておりますが、その地区内における建築物の新築だとか増築、改築、その他外観上の大きな修繕と、こういうようなことが環境影響行為でございます。

それから、３点目といたしましては、工場等の建築及び墓地の造成、これらが環境影響行為として位置付けていきたいというふうに思っており、今後規則の制定の中でさらに内容を深めていきたいというふうに思っております。

○８番（阿南育子君） ありがとうございます。審議会の意見を今後、そこでの意見によってというか、市民の意見によってどういう景観が良好な景観なのかというのがこれから決まっていくということなののでしょうか。

ちょっとあいまいな感じで、条例を先に定めるといえるのはいいのか悪いのかよくわからないという感じなのです。例えば１２条のところで、（３）の高さが１０メートルを超える中高層住宅の建築とかありますけれども、そういう場合には届け出を市にしなければというふうになっているのです。今の時点では、特にそれに関しての高いものが嫌なのとか、そういう市としての意思というのはここにはまだないわけで、これから地域ごとに決まっていくということなのかもしれませんが、この時点では届け出をしなければというだけなのですけれども、東京都の方で建築の許可が下りて、でも市にも届け出が出了たということだと、建てられるということになるので、その辺のやりとりの流れについてはどういうふうになるのかというのをもう１回教えてください。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 影響行為の届け出の中での（１）の問題から（４）までの問題につきまして、これにつきましては宅地開発指導要綱というのがございまして、これに該当した場合には、それによって設計図を初めいろいろな指定された書類を届け出をしていただきまして、清掃課だとか水道事務所、それから下水道だとか、そういったところのチェックを各項目ごとにいたしまして、宅地開発等審査会の中で議論をして、その提出した業者の人と協議をして、ここはこう改善してくれないかということで指導をしているわけでございますが、建物等については特定行政庁である東京都の建築指導事務所が建築確認を下ろしますが、市といたしましてはいわゆる行政指導という形でお願いをしているのですが、ほとんどの方がこちらの指導には従がっていただいておりますので、大幅な影響、悪い影響というのはないというふうに考えております。

○８番（阿南育子君） 今のところ悪い影響はないということなのですけれども、例えば福生市の中でずっと残していきたい景観の、街並みのあるすぐ隣に、いろいろな土地の所有者が変ったりなんかして高い建物がばんと建ってしまって、全体的なバランスが崩れていくというようなことをすごく危惧をして、いろいろ定める景観条例の中にはあると思うのです。そういうところが、この福生市の景観条例というのはどういふふうになっていくのかなというのがまだちょっと見えないなという感じがするので、今後の審議会とのやりとりとか、建てようとする人との協議のあり方というのを

きちっと考えていっていただきたいというふうに思います。

○16番（青海俊伯君） 貴重な時間、すみません。何点か。

ごくごく基本なことを聞いて恐縮なのですが、目次の次の前文といいますか、総則の前の前文の2行目、「武蔵野の面影を残す玉川上水とその分水」この次のところですが、「里山としての雑木林を形成する」とあるのだけれども、この福生市の市内のどの辺のところを指しているのかしら、里山としての雑木林というのは。というのを具体的に教えてもらいたいのが一つ。

それと、総則の1条の絡みですが、「この条例はまちの美観と居心地のよさを創造し云々」と出ております。仮にテレビでよく報道されるごみ屋敷みたいなものが出たような場合に、このまちづくり景観条例の中でどのような形で対応されるのか。これを見ますと、これ自身には罰則規定がないわけで、しかしながら、13条では必要な処置を講ずるよう協力を要請するわけですが、その協力要請で受けなかったらどうするか、あるいは12条の2のところ、市長は景観影響行為の届け出があったとき、ごみ屋敷の場合なんかは届け出は全くなくてできてしまうのだろうけれども、必要な処置を講ずるよう指導することができるということだけれども、これ自身がどこまで強制力を持たせることができるのか、お伺いをしたいと思います。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 青海議員さんの御質問にお答えいたします。

前文の里山としての雑木林はどういう地域なのかということですが、里山の定義によりますと、「関東地方の平地部ではクヌギやコナラ、シイといった広葉樹による森林が形成され、丘陵で低い山を指すことが多い」ということでありますが、「平野、あるいは台地状のものを指すこともあると、このような山はタキギ、炭の供給や落ち葉による堆肥づくりなど地域の経済活動と密着した山であった」と、このように定義しているわけですが、福生市にはいくつかの崖線もございまして、立川崖線と拝島崖線、その中で立川崖線につきましては、武蔵野地区がそのころは生活と密着した山だったとのことでございます。

中央図書館横の熊牛緑地につきましては、里山の習慣、「ならわし」に習いまして現在福生萌芽会が萌芽更新を実施していただいているところでございます。また、拝島崖線につきましては長沢、永田地区の生活と密着した山だとのことでございますので、福生のこれらの地域の雑木林を指しているということでございます。

それから、ごみ屋敷のようなものをどうするかということでございますが、大変難しい問題なのですが、当時そういった問題が発生をいたしまして、私どもが対応したものとしては、私が記憶しておるところでは1件ございますが、警察署に立ち会っていただいて、そこに一応入って、現状を確認して、それから土地の所有者、それから家屋の所有者、そういったものをきちっと明確にいたしまして、市としてはそこに連絡をして、道路にはみ出していた部分、市民に影響する部分がありますので排除してくださいと、こういう行政指導をしたところでございますが、ある意味では警察に立ち会っていただくということがポイントかなというふうには思うのですが、今まで私の経験した中ではそういった事例がございまして、今後そのようなことが発生いたしました中では、同じような行動を展開していくことしか現段階ではないのかな

というふうに考えておるところでございます。

○16番（青海俊伯君） 恐れ入ります。時間をはみ出して申しわけないのだけれども、里山はわかりました。

今のごみ屋敷みたいなものができた場合について、お聞きしたいのは、具体的には多分そうなると思うのですよ。部長が事例として紹介されたような形になると思うのだけれども、そのまちづくり景観条例として条例をつくるときに、目的として居心地のよさを云々とか、まちづくりの景観を守っていくための条例としてやるわけですよ。やるのに当たって、新しいものをつくるのに当たって今言ったような、ごみ屋敷でなくたって構わないのだけれども、例えば静かな趣のあるところにすごい度派手な色の、原色の壁ができたりとかといったような場合なんかでも、このまちづくり景観条例ではその罰則規定がないように見受けられるのだけれども、どのような対応を、どこまでしかできないのか、あるいはどのように対応を取るのか、さっき大野（聰）議員さんが言っていたけれども、どこまでこれが拘束力というか―――持てるかどうかを見込んでいらっしゃるのかをお聞かせいただきたいなというところでございます。

○議長（石川和夫君） 2時15分まで休憩します。

午後2時4分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 青海議員さんの御質問にお答えいたします。

景観の阻害となるようなもの、あるいは罰則等の関連でございますが、現行条例におきましては公共施設はもちろんのことですが、市民、事業者等が建設行為、建築確認、あるいは市の宅地開発指導要綱を当然守っていただくわけですが、それ以外のものについての市としての規制はせずに、景観に配慮することや工夫することを景観上の観点からは、現在、今回の条例については行政指導を考えております。

しかし、この景観に対する市民の意識が高まってきた時点で、景観行政団体の東京都の同意が必要になりますが、景観行政団体が認められれば、同意していただくならば、その辺の罰則をどのようにしていくかと、こういうことを検討できるのではないかなと、こんなふうに思っておりますが、先ほど大野（聰）議員さんの質問にもお答えいたしました、東京都の前提条件というのが三つございまして、その中の3番目が一番重いのかなというふうに思いますが、いわゆる事前協議制、それに従わなかった場合どうするかということでございますが、東京都においては違反者に対する罰則規定で、事前協議に従わなかった場合は50万円を考えていると、それから都市計画手続きに入る前に景観にかかわる東京都との協議が義務付けられるわけですが、整わない場合には、例えば開発の許可等を与えない規定も現在検討中であるというようなことで、まだ細かく情報を入手しておりませんが、このようなことがありますので、福生市として景観行政団体の同意を得るための努力をこれから市民とともに進めていきたいと、こんなことでございます。

○7番（中森富久君） 何点かお伺いしたいかと思うのですが、市民の方がこ

の基本計画をつくっていきまして、きのうも基本計画の方の中身を見ましたら、要は私たちが生まれて住んで、いろいろな経験の中で培ってきたものがいわゆる景観につながっていくのだということで、それぞれの価値観によってその景観の形成というのが異なるのかなというふうに思っております。

通常の景観の景観法というのは、ある特定の部分を守らなければならないというところで、それをいかに保存していくのかというのが今までの景観法のあり方だったのかなというふうに思うのですけれども、この景観法というのは今ある資産をどういうふうにつくっていかうか、育てていかうか、それを守っていかうかという未来バージョンの景観法になっていて、これがどういうところでどういうふうに適用されていくのかというのが非常にわかりにくいということがあります。

その中で、1点ちょっと気になる点というのは、事業者の責務の中で、「市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない」というような形のものと、それと第13条の方の、景観形成に阻害になる建築物及び行為というようにすることで、この辺の話になると16号の方の話がありまして、今ある16号の景観というのは、昔から営業している人にとってみると、これは16号の景観ではないという意識が非常に強くて、私たちの世代にしてみるとあの景観がとてもいいのだというようにところがあって、世代によるすごくギャップがあるというようにこともあります。

そうすると、これが例えば審議会の中で今ある16号の方が福生にふさわしい景観なのだというように認定された場合に、そうでないのだというようにことになれば、その方はこの形成に阻害するというように形に当たるかと思います。

そうなったときに、事実の公表というように形になって、これが公表されてしまうようなことも十分考えられ得るのかなというふうに思います。そうするとちょっと気になるのが、ここのあり方としたら、この第2条のところとか、目的のところにもあるのですけれども、「推進を図る」というような表現がありまして、これは国の方の景観法の方だと「促進を図る」というような形で、何がどう違うのかというと、推進は力を入れて推し進めるというのが推進で、促進というのはそれが整うようにやっていきたいと思いますというように形で、スタンスが非常に違うということがあると思うのです。やはり気になるのは、市の責務の中で「景観を形成を推進するに当たり」というような文言があって、この辺を「促進」にした方がいいのではないのかなと、部分的に「促進」の方がふさわしいのではないのかなというのが景観の基本計画の中で読み取れるのですけれども、その辺のちょっと見解をお聞かせください。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 基本計画の中にも推進体制の整備というように項目があるわけですが、基本計画を策定するまでは市民会議というふうに呼ばさせていただいたのですが、提案を受けてさらにそれを議論していただいて、市の景観基本計画と定めさせていただきましたので、その市民会議につきましては連絡会議に改正いたしまして、公募いたしまして、現在25名の方で連絡会議を形成をして、去る10月19日に第1回を開催したところでございます。

景観の形成に対する市民及び事業者等の意識を今後も高めていかなければなりません。中森議員さんも話したように、人それぞれが生まれたときから育ってきた場所も

違うわけですから、それぞれの感性や考え方も違うかもしれませんが、そんな中において、私どもとしてはこの条例を進めていく上で市民及び推進体制、現在連絡会議と考えて、この間やってきたのは公共事業景観連絡協議会、さらに市のプロジェクトチームもあるわけですが、そういった推進団体とともに進めていくということで考えて、協働で進めていくというふうに考えておりますので、私どもとしては「推進」という形での表現を使わせていただいたところでございます。

○7番（中森富久君） ありがとうございます。そういうふうにお考えになるということは、そうすると市としての中立性が保てなくなる危険性が伴わないのかというのがちょっと気になるところで、市、行政はやはり市民にとって中立な立場であるべきである、少なくともそういうスタンスでなければならぬというふうに思っている、市民とともにやっていくのだという気持ちもよくわかるし、そのあらわれなんかは協働の責務なんかであらわれているのです。ただ、そこから外れてしまった市民の方の居場所がなくなってしまうようなことにならないようにしなければならないというのもあって、それぞれの個性が尊重される中で、よりよい市民意識の情操があつて景観につながっていくというふうに考えるのであれば、余りそのところを市が推し進めるというよりも、そういうふうな市民同士の話し合いの場がもたれるようにバックアップをしていくというような形を考えているにもかかわらず、こういうふうな形の表現というのはどうなのかなというふうに思うので、あとのことについては委員会の方で十分協議して審議していただけるというふうに思っているのですけれども、その辺だけちょっと、問題提言というわけではないのですけれども、お話だけはさせていただきます。以上です。ありがとうございます。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第12、議案第78号、福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第78号、福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本条例は、福生市の一般職の職員に支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

条例の内容につきまして説明を申し上げます。

条例の第1条は、福生市の一般職の職員の給与に関する条例、例規集は613ページでございますが、その11条の2第2項の規定に基づきまして、平成18年12月期期末手当の支給割合を定める条例の趣旨を規定しております。

第2条におきまして、その支給割合を100分の140とし、再任用職員につきましては100分の85といたそうとするものでございます。

これにより一般職の職員の12月期に支給いたします手当は、期末手当の支給月数1.4カ月と、他に福生市の一般職の職員の給与に関する条例に定められております勤勉手当0.6カ月と合わせまして、期末勤勉手当といたしまして2.0カ月を支給しようとするものでございます。

なお、再任用職員6名につきましては、期末手当0.85カ月と、福生市の一般職の職員の給与に関する条例に定められております勤勉手当0.25月と合わせ、期末勤勉手当といたしまして1.1カ月を支給しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は交付の日から施行いたそうとするものでございます。

ちなみに、本条例の制定によります一般職の職員の12月期の期末手当、勤勉手当支給額につきまして申し上げさせていただきます。最高額の職員で143万3100円、最も低い職員で再任用職員を除きまして40万1400円と相なります。

支給額の平均は1人当たり90万2560円となりまして、昨年同期と比べまして1960円の減額、率にいたしまして0.2%の減となっております。また、支給総額は3億6878万6340円となるものでございます。

基準日の12月1日現在におけます職員の平均年齢は45歳0カ月、平均勤続年数は22年0カ月でございます。

なお、支給日につきましては12月15日を予定しております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

~~~~~

午後2時28分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の訂正願いが出ておりますので、部長の方から説明いたさせます。

○総務部長（田辺恒久君） まことに申しわけありません。議案書の訂正をさせていただきます。

提案理由が重複しておりまして、議案第78号の次のページに福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当の支給割合を定める条例を提案させていただいてるわけですが、この一番末尾に提案理由が記載されております。この提案理由につきましては削除いただきますようお願いいたします。

申しわけありません。訂正をよろしく願いいたします。

○議長（石川和夫君） ただいまの申し出のとおり訂正することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、訂正させていただきます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

これにり本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第78号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第13、議案第79号、東京都後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第79号、東京都後期高齢者医療広域連合の設立につきまして、提案理由並びに規約の内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、初めに経過等を説明をさせていただきます。平成18年6月21日に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、平成20年4月1日から75歳以上の後期高齢者の医療制度として新たに創設されることとなりました。

この後期高齢者医療制度は、全国都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての区市町村が加入する広域連合が運営することとされており、法律により平成18年度末日までに広域連合を設置することが義務付けられたところでございます。

これに先立ちまして、平成18年6月には区市町村代表東京都国保連合会からなる東京都後期高齢者広域連合準備委員会設立合同検討会が設置され、さまざまな課題の検討及び意見等の調整、整理を行い、検討結果をまとめ、平成18年9月1日に設立した区市町村長による広域連合設立準備委員会に引き継がれたところでございます。

広域連合の設立に当たっては、地方自治法第284条第3項の規定により普通地方公共団体及び特別区は協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得ることが必要であります。この協議につきましては地方自治法第291条11の規定により議会の議決を得なければならないことから、広域連合設立に伴う本規約を御提案申し上げるものでございます。

それでは、東京都後期高齢者医療広域連合規約の説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますが、地方自治法291条の4第1項第1号の規定により広域連合の名称を定めるもので、広域連合の名称は「東京都後期高齢者医療広域連合」と称するものでございます。

次に、第2条は広域連合を組織する地方公共団体を定めるもので、東京都内のすべての62区市町村をもって組織し、区市町村の名称は別表第1に規定するものでございます。

次に、第3条は広域連合の区域を定めるもので、当該広域連合を組織する東京都内すべての区市町村であることから、東京都の区域とするものでございます。

次に、第4条は広域連合の処理する事務を定めるもので、広域高齢者医療確保法の規定により広域連合が行う後期高齢者医療の事務を定めようとするもので、広域連合の事務、または区市町村の事務を定めるものでございます。

第5条では、広域連合が作成する広域計画の項目を定めるもので、広域連合が設けられた後、速やかにその議会の議決を得て広域計画を作成しなければならないものとされております。

次に、第6条は広域連合の事務所の位置を定めるもので、千代田区内に置くもので、予定では国保連合会のある飯田橋の区政会館内としております。

次に、第7条は議会の組織、議員の定数を定めたもので、区議会17人、市議会12人、町村議会2人の31人とするものでございます。

次に、第8条は広域連合議会議員の選挙の方法を定めるもので、関係区市町村の議会の推薦によりそれぞれ区市町村において選挙を行うことの定めでございます。

第9条は、広域連合議会議員の任期等を定めたもので、任期は2年とするものでございます。

第10条でございます。広域連合議会の議長及び副議長の選挙及び任期について定めるものでございます。

次に、第11条は広域連合の執行機関の組織の定めで、広域連合長、副広域連合長4人及び会計管理者1人を置くことの定めでございます。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法を定めたもので、広域連合長は関係区市町村の長により選挙し、副広域連合長は議会の同意を得るものとし、会計管理者は職員のうちから広域連合長が命ずることとしたものでございます。

第13条は、執行機関の広域連合長及び副広域連合長の任期等の定めで、任期は2年とするもので、第2項から第6項までそれぞれ職務代理等々を定めております。

第14条は、広域連合の組織の定めで、広域連合長等のほかに必要な補助職員を置くこととしたものでございます。

次に、第15条は選挙管理委員会を置き、4人の選挙管理委員をもって組織するものでございます。

第16条は、監査委員2人を置く定めで、財務管理、経営管理等に関しすぐれた識見を有する者は、議会議員からの選任とするものでございます。

次の第17条は、広域連合及び関係区市町村間における調整を行うため、区市町村

長の代表及び部課長による協議組織を置くものでございます。

次に、第18条は広域連合の経費に関する規定で、負担金、事業収入等で、関係区市町村の負担額は別表第2の負担割合により予算において定めようとするものでございます。

次に、第19条は補則で、この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は広域連合長が別に定めることとしたものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項は規約の施行期日を定めたもので、この規約は東京都知事による広域連合の設立の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

第2項は、施行日から平成20年3月31日までの間は、広域連合の処理する事務の実施に必要な準備行為を行うことの規定でございます。

第3項は、法律改正による改正後の法律の読み替え規定を置いたものでございます。

第4項は、この規約の施行後、初めて行う広域連合長の選挙の投票場所の特例を規定したもので、東京都区政会館において行うものとする規定でございます。

次に、別表第1（第2条）関係は組織関係区市町村で23区、26市、13町村の62団体を規定したものでございます。

別表第2（第18条）関係は共通経費、保険給付経費及び保険料その他納付金について、区市町村の分賦金の負担割合を規定したものでございますが、これらにつきましては今後、事務的な内容等につき設立した事務局において詳細を詰めていくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で広域連合の規約の説明といたしますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（清水信作君） 2点ばかりお願いします。

第4条の「後期高齢者医療の事務を処理する」とありますが、この事務の内容はどういうことかということと、この事務を今まではどう扱ってきたかということ、それといろいろ組合議員とか何とかということが出てきましたが、これは東京都全体の大きい意味での一部事務組合が設立されるというふうに解釈していいかということです。

○市民部長（石川弘君） まず、第4条の広域連合が処理する事務ということでございますが、広域連合そのものの事務といたしましては、保険者の資格、給付、あるいは賦課等に関する事務等がございます。

それから、区市町村の事務でございますが、保険料の徴収、あるいは従来からある窓口事務等でございます。

それから、2点目に広域連合の置かれた趣旨でございますが、広域的に一部事務組合と同じような形になりますが、それがさらに広域的にしたものということで、日本全国の都道府県単位での広域連合というようなことになっております。

○20番（清水信作君） そうしますと、今までの事務は我が福生市でもやっていたわけですが、今度はこの事務内容はそちらへ任せてしまって、福生市ではやら

なくてもいいという解釈ですか。

○市民部長（石川弘君） 先ほど申し上げましたとおり、それぞれの広域連合、あるいは区市町村での事務の取り扱いがございまして、保険料の徴収、あるいは従来から行っております老人健康の関係等の窓口事務は福生市で行うような形になっております。

○7番（中森富久君） 気になるのが、ちょっと7条のところですかね。区議会議員の17名と市議会議員12名、町村議員というような形で、ちょっとバランスが悪いような気もするのです。この、31人で決まった経緯というのですかね、なんでこういうふうなバランスになったのかというプロセスをちょっとお話していただければと思いますけれども。

○市民部長（石川弘君） 先ほどちょっと申し上げました合同検討会、あるいは区市町村からなる準備委員会でいろいろ議論があったところでございまして、市は12人というようなことでございしますが、これでは各市町村の意見を反映することができないであろうと、このようなことから、全区市町村62人というお話もございました。それから3案ございまして42人、あるいは31人というようなことの検討の結果、最終的には準備委員会の正副会長に委ねられたところでございまして、31人ということになりました。

その中で、これをどういうふうに割り振ったかと申し上げますと、31人を団体数と高齢者、まず半分に分けまして15人、この15人のうちに町村から2人を確定いたしまして、残りの49、23区と26市でございしますが、これを団体数割で割ります。そうすると23区は47%で6人、それから26市が53%で7人ということで、町村2人、それから区が6人、市が7人の15人ということになります。それから残りの16人でございしますが、これにつきましては高齢者の人口により按分したものでございます。区が11人、市が5人で16人でございます。したがって、15人と16人で31人というような結果となっております。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案79号については、市民厚生員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第14、議案第80号、東京たま広域資源循環組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（生活環境部長 吉沢英治君登壇）

○生活環境部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第80号、東京たま広域資源循環組合規約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

例規集は2311ページでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、収入役が廃止され、会計管理者について規定する必要があるため、規約を変更しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第12条の見出しを「収入役」から「会計管理者」に、同条の「組合に収入役を置く」を「組合に会計管理者を置く」に改め、第2項から第4項までの収入役の規定を削除するものでございます。

次に、附則として第1項ではこの規約は平成19年4月1日から施行するものとし、第2項ではこの規約の施行の際、現に在職する収入役は組織団体の任期中に限りなお従前の例により在職するものとし、第3項では附則第2項の場合において、この規約による改正後の規約第12条の規約は適用せず、この規約による改正前の規約、第12条の規定はなおその効力を有するといったそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第80号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第15、議案第81号、東京都市収益事業組合格約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第81号、東京都市収益事業組合格約の変更につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの議案第80号と同様、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計管理者について規定するため規約の変更をお願いするものでございまして、平成19年4月から収入役が廃止され、また普通地方公共団体に

会計管理者が置かれることとなったことに伴いまして、これにあわせ規約を変更しようとするものでございます。

次に、規約の変更の内容につきまして説明申し上げます。

例規集は2313ページでございます。

現行では、第9条第1項で、副管理者1人の次に「収入役1人を置くこと」としてありますが、これを削り、第2項の規定で事務局長の次に「会計管理者」を加えようとするものでございます。

次に、第10条の関係でございますが、例規集は2314ページになりますが、第4項の収入役の選任及び第5号の任期の規定を削り、第6項以下の規定を2項ずつ繰り上げようとするものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項ではこの規約の施行期日を平成19年4月1日とし、附則第2項ではこの規約の施行の際、現に在職する収入役は関係市における在任中に限りなお従前の例により在職するものといったそうとするものでございます。

また、附則第3項では、附則第2項の規定が該当する場合、この規約による改正後の東京都市収益事業組合格約第9条第2項の規定は適用せず、改正前の第9条第2項の規定になお効力を有するものといったそうとするものでございます。

以上、議案第81号、東京都市収益事業組合格約の変更につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案81号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第81号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

3時5分まで休憩いたします。

午後2時54分 休憩

~~~~~

午後3時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、主な内容といたしましては、歳入歳出が関連しているものが多くなっておりますが、契約差金に伴う新庁舎建設事業費の減額と、これに伴う庁舎建設基金繰入金の減額、それに都の福祉改革推進事業補助金による特殊寝台等給付事業費の追加、同じく都の学童クラブ設置促進事業補助金による第2田園クラブの設置工事費及び備品購入費の追加、また当初見込みより対象者数が増加したことに伴う生活保護費負担金及び生活保護費の扶助費等の追加、それと拝島駅自由通路整備事業費の減額と、これに伴う国の道路交通環境改善促進事業補助金及び市債の減額などでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、総則の歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で既決予算から歳入歳出それぞれ1億7357万1000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を218億2737万7000円と定めようとするものでございます。

また、第2項におきましては歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算によることといたしております。

次の第2条の債務負担行為の補正及び第3条の地方債の補正につきましては、後ほど第2表の債務負担行為補正及び第3表の地方債補正でそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきまして説明を申し上げます。まず2ページの歳入でございますが、第12款の分担金及び負担金111万6000円の追加は、臨時第2たんぼぼクラブの設置に伴う学童クラブ入所児童保護者負担金の追加でございます。

次の第13款使用料及び手数料は市営住宅使用料184万円の増額と、市営住宅使用料に含めておりました特定公共賃貸住宅等使用料の振り替えによるものでございます。

第14款国庫支出金は2067万3000円の追加でございます。このうち第1項国庫負担金は5622万3000円の追加でございます。これは対象者見込み数の減に伴う児童手当負担金の減額、それに扶助費の増に伴う生活保護費負担金の追加、また第2項の国庫補助金につきましては、拝島駅自由通路整備事業の18年度事業費の確定に伴う道路交通環境改善促進事業補助金3555万円の減額でございます。

次に、第15款の都支出金は2422万3000円の追加でございます。このうち第1項都補助金は国庫負担金と同様に、対象者見込み数の減に伴う児童手当負担金1063万4000円の減額でございます。

第2項都補助金は3485万7000円の追加でございます。内容といたしましては特殊寝台等給付扶助費に対する福祉改革推進事業補助金の追加、それに入所児童数の増に伴う認証保育所補助金及び無認可保育室補助金の追加、それと第七小学校内に設置予定の臨時第2田園クラブの新設に伴う学童クラブ設置促進事業補助金の追加、また学童クラブ10カ所と認証保育所2カ所への非常通報装置及び熊川児童館と熊川クラブへの防犯カメラの設置に伴う子育て支援基盤整備包括補助事業補助金の追加、それと今年度新たに創設をされた子育て支援交付金を計上させていただいておりますが、この交付金化に伴い関係する保育所運営費補助金、それに学童クラブ補助金等6事業の補助金が減額となっておりますことから、これらの補助金の減額分を計上いたしております。

なお、この交付金化に伴う影響額につきましては、マイナス1366万円でございます。

それと、やなぎ通りの都市計画道路整備事業の進捗に伴う用地買収費、家屋及び工作物等補償料の追加並びに平成17年度事業の事故繰越分への交付決定になったことに伴う都市計画道路整備費補助金の追加でございます。

続きまして、第18款繰入金是新庁舎建設事業費の減額に伴う庁舎建設基金繰入金1億5854万1000円の減額、それに第20款諸収入は平成17年度的生活保護費の精算に伴う生活保護費都負担金の過年度収入等の追加でございます。

次に、第21款市債は拝島駅自由通路整備事業債の平成18年度事業の確定に伴う7000万円の減額でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。補正額の合計といたしましては1億7357万1000円の減額でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。

まず、第2款総務費は1億5954万1000円の減額でございます。総務費の主なものといたしましては、新庁舎建設事業費の契約差金に伴う監理委託料、電波障害事前調査委託料及び工事請負費の減額等でございます。

次に、第3款民生費は1億2206万円の追加でございます。このうち第1項社会福祉費は1162万円の追加でございます。17年度事業費の精算に伴う福祉改革推進事業都補助金返還金の追加と、特殊寝台等給付扶助費の追加でございます。

第2項児童福祉費は486万円の減額でございます。主なものといたしましては対象者見込み数の減に伴う児童手当の減額、それに入所児童数の増に伴う認可外保育所事業者補助金の追加、それと来年度の開設に向けた臨時第2田園クラブ設置工事費及び備品購入費の追加と、学童クラブ非常通報装置の設置工事費の追加、また入所児童数の増及び認証保育所への児童通報装置の設置に伴う認証保育所委託料の追加、同じく入所児童数の増に伴う無認可保育室委託料の追加、それに熊川児童館及び熊川児童クラブへの防犯カメラの設置に伴う追加等でございます。

次に、第3項生活保護費は1億1530万円の追加でございまして、当初見込みより対象者数が増加したことに伴う生活扶助費、介護扶助費及び医療扶助費の追加等でございます。

続きまして、第4款衛生費は8917万5000円の減額でございます。このうち第1項の保健衛生費はPCB処理委託料の減額で、処理工場の改修工事により19年度に延期することに伴う減額、また第2項の清掃費につきましては西多摩衛生組合負担金7979万7000円の減額によるもので、ごみの搬入量及び公債費の減、それに繰越金の増などによるものでございます。

次に、第7款商工費は福生市商工会補助金122万5000円の減額で、中小企業診断士の商工会への派遣が8月をもって終了したことに伴うものでございます。

次に、土木費は3009万5000円の減額でございます。このうち第2項道路橋りょう費は18年度の事業費の確定に伴う拝島駅自由通路整備事業費の工事委託料の減額、それに第3項都市計画費はやなぎ通りの都市計画道路整備事業費の未買収用地の一部で移転協議が整ったことに伴う用地買収費と家屋及び工作物との補償料の追加でございます。

続きまして、第10款教育費は328万2000円の減額でございます。このうち第2項の小学校費126万5000円の減額及び第3項の中学校113万1000円の減額につきましては、ともに委託単価の減等に伴う心臓病検診委託料と尿検査委託料の減額、また第5項社会教育費は青少年海外派遣委託料88万6000円の減額で、参加者の2名減等によるものでございます。

次に、第13款予備費は財源調整による1231万3000円の減額でございます。

以上が一般会計の補正内容でございまして、補正額の合計1億7357万1000円減額によりまして総額を218億2737万7000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが次のページ、4ページ、5ページをお願いいたします。

4ページの第2表債務負担行為補正でございしますが、まず拝島駅自由通路整備事業その2につきましては、昭島市側南口階段部分の用地買収の遅れに伴い平成19年度、20年度に仮設階段の設置が必要となったことに伴う追加でございまして、12月中に協定を行う必要があることから、期間を平成18年度から20年度までといたしまして、また限度額は現行事業費分が期間延長となる20年度分の事業費見込み額と仮設階段設置事業費見込み額の合計額5億3142万3000円の設定をいたそうとするものでございます。

次の容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託平成19年度分につきましては、契約単価の減に伴い限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、第3表地方債補正につきまして説明を申し上げます。今回の地方債補正につきましての変更でございまして、歳入の市債のところでも説明をさせていただきましたが、拝島駅自由通路整備事業債につきまして、18年度事業費の確定に伴い7000万円を減額をいたしまして、限度額を2億1000万円から1億4000万円に変更しようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） 予算書の13ページの関係で、13番の使用料及び手数料のうちの説明欄に住宅使用料で184万円の計上がありますけれども、住宅使用料の92万8000円が増額になっておりますけれども、当初予算のときに私は滞納について質問をしております。

今、何となく風潮で、故意に払うのはさぼった方がいいような風潮があって、給食費もそうだし、いろいろな部分で出てきているのですけれども、やはりどこかの市では職員が入っていて滞納していたのがあったのですけれども、これは滞納の部分はいま集められた部分はあるのかどうか、滞納処理はどのような形になっているのか、この中身の説明をしてください。

それから、特定公共賃貸住宅の使用料、一般質問で高齢者向け住宅、いろいろ質問した関係でいろいろ調べてみたのですけれども、この使用料というのは、91万1000円があるのですけれども、第2市営住宅のことだろうと思うのだが、そのことで間違いはないのかどうか。

それから、私は高齢者向け住宅と一般質問で言っていたのですけれども、どうも正式名称はそうではないらしいのですけれども、第4市営の分の单身8の、世帯向け8のこの料金はどこに入っているのですか。そこをちょっと説明していただきたいと思います。

それから、17ページの関係で新庁舎の建設事業の減額の1580万円、工事請負費の1560万4100円、これはどの工事のどこの部分の工事かしら。庁舎の工事、庁舎建設の工事契約は3月末で終わっていると思うのですけれども、そのことなのかどうか、もう少し詳しい説明をしてください。

次に、拝島駅の関係が31ページなのですが、工事が遅れるということで、遅れた理由は全く我が市にはないのですけれども、しかし、これは我が市はしらばっくれて済むことなのかね。

結局昭島市は交渉していく中での対相手があることで、1年延ばすということを決めても本当に1年延ばすだけで済むのかどうか、そこらの見通しをどう思っているのですか。直接市が、昭島分ですから福生市が交渉はしてないと思うのですが、その辺の見通し、1年で終わらなくて、とにかく通路は通ってもその先まだ何年もかかるのかということの、そのためにまた負担金がふえてくるとかということも可能性はなきにしもあらずなののですけれども、その辺の見通しだけお願いいたします。

それから次に、もう1件ついでに33ページのやなぎ通りの関係、せんだって家屋が取り壊されました。なんか物置が残っているのですけれども、あれはこの中に入ら

ないの。ここの見通しはどのようなのですか、やなぎ通りの完成目標。これも相手があることですから、こっちの都合ではいきませんけれどもね。ようやく建物がなくなっただと思って見ていたら、ちょこっとまた残っているのですけれども、その後の見通し、経過についてお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 質問にお答えいたします。

13ページの住宅使用料の184万円の関係ですが、これにつきましては平成17年度に未納となったものがございまして、市営住宅使用料でございまして、10月になりましてすべての未納者が未納分の納入、または納入計画の提出が出されてまして、納入の見通しが立ったこと及び184万円と高額だったことによりまして補正させていただくものでございます。

内容につきましては、14名で57カ月分の滞納でございまして、11月現在でそのうち6万7千2800円が納入されております。

それと、特定公共賃貸住宅等使用料、これについては御質問のとおり第2市営がその部分でございまして、これについては12棟分でございます。

それと、第4市営については市営住宅使用料になっております。

○総務部参事（田中益雄君） 新庁舎建設の事業費の減額の部分の御質問をいただいております。

新庁舎建設の今回減額補正をさせていただいておりますのは、18年度分、第1期工事部分でございまして、3月におきましては債務負担を組ませていただいて、2カ年分の工事を契約してございます。そのうちの18年度、第1期工事分の事業費につきまして、実は御承知のとおり庁舎建設の国庫補助金が17年度国債、17、18年度と、それから18、19年度という形での国庫補助金の問題がございまして、年度割の関係での調整がございまして、本来ならもっと早い時期に補正をすべきだったかと思うのですが、国との調整等もございまして、ちょっと遅れてしまったのは申しわけございませんが、ここでほぼ、その後の突発的な工事等も想定できない部分等もございましたので、ちょっと様子を見させていただいた部分もございしますが、そういった関係で今回ここで、18年度分が確定しましたので補正をさせていただいたと、そういうことでございます。よろしくをお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 拝島駅とやなぎ通りでございしますが、1年延長して20年度ということですが、実は11月2日に昭島の佐藤助役が見えまして、遅れた理由等を福生市の高橋助役に報告がございまして、その後11月14日に熊川・松原線協議会が開催されたわけですが、その中でも大丈夫なのかという質問がやはり出まして、昭島市としては全力を上げて頑張ると、こういう話があったわけですので、私どももまちづくり連絡会というのがあるのですけれども、そこに福生市の都市建設部としても参加しておりますので、側面からそういった面で応援をしていきたいなというふうに思うのですが、実働部隊としては昭島市に、用地買収が主になるわけですが、お願いしているわけですが、それ以上延びないようなことでの援助はしていきたいというふうに思っております。

それで、拝島駅でございしますが、19年8月に暫定オープンということと、20年

7月には北口、福生市側ですけれども、両方の階段とエレベーターが西武拝島駅側は終わりまして、20年の7月には南口、昭島側の立川寄りの階段を完成する予定となっております。この時点から自転車の通行が可能となるというようなことのスケジュールも報告を受けていまして、来週の建設環境委員会協議会に御報告をさせていただきますが、このようなスケジュールも出てきておりますので、何とか間に合うのではないかというふうに思っております。

やなぎ通りでございますが、こちらは福生市の独自でございますが、見通しでございますが、今回補正させていただきましたのは、家を取り壊した部分の用地買収費と家屋及び工作物の補償料でございますが、その先のマンションの前にある駐車場でございますが、現在のところ交渉をしているのですが、来年度はどうかということなのですが、なかなか厳しい状況にございますが、今用地担当と公社と連携をいたしまして取り組んでおりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は総務文教、建設環境、市民厚生 of 3 常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第17、議案第83号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第83号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

今回の補正予算は、新五日市街道陸橋通りの雨水管理設工事に伴います歳入歳出の増額と歳出の公債費で、公営企業借換債に伴います借入利率等の確定によります元金利子償還費の清算をお願いしようとするものでございます。

また、あわせまして地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の49ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の既決予算に歳入歳出それぞれ1660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4171万8000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

次に、第2条の地方債補正につきましては、後ほど第2表地方債補正のところで御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、50ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、第8款市債第1項市債1660万円の増額は、公共下水道事業で、東京都で施行しております新五日市街道睦橋通りの拡幅事業に伴います雨水管理設工事の負担金の増額によるものでございます。

以上、歳入の補正額は1660万円の増額で、歳入総額は22億4171万8000円といたそうとするものでございます。

次に、51ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、第2款事業費第1項下水道整備費1668万9000円の増額は、先ほど歳入の市債のところで説明いたしました東京都で施行していただいております新五日市街道睦橋通りの拡幅事業による雨水管を延長519メートル埋設しようとするものでございます。

この事業は、東京都において平成19年度で実施を予定して、市の負担もあるわけですが、予定をしておりましたが、御心配をおかけいたしました用地買収が完了いたしまして、家屋の立ち退きが進捗した関係から、平成18年度に前倒しして実施するものでございます。

なお、福生市の負担割合は、下水道計画面積により55.4%でございます。

次に、第3款公債費第1項公債費は376万円の減額でございます。内容につきましては公営企業借換債に伴う借入利率等の確定に伴います元金及び利子で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の元年利子償還費の減額と、公営企業借換債元金利子償還費の増額により、相殺しての減額となります。

なお、この借換債に伴います内容は、金利7.4%から7.6%のものを2.55%で借り換えをいたしましたことによりまして、効果として約5年間で約3600万円の減額となったところでございます。

次に、第4款予備費は367万1000円の増額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は1660万円の増額で、歳出総額は22億4171万8000円といたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、52、53ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正につきまして御説明させていただきます。

今回の地方債補正につきましては変更でございますが、歳入の市債のところでも御説明させていただきましたが、新五日市街道睦橋通りの拡幅事業に伴う雨水管理設工事の負担金の増額に伴い1660万円を増額いたしまして、限度額を8750万円を1億410万円に変更しようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第83号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 3 号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第 1 8、議案第 8 4 号、福生市児童館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第 8 4 号、福生市児童館等の指定管理者の指定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、福生市が設置をいたしております児童館 3 館及び田園児童館に併設しております地域会館につきまして、指定管理者を指定するため地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の指定管理者候補者の選定に当りましては、申請の提出がございました 4 団体につきまして、指定管理者候補者選定審査会におきまして審査し、指定管理者候補として決定したものでございます。

次に、指定の内容でございますが、1 の公の施設の名称及び所在地は、児童館が福生市田園児童館、福生市南田園三丁目 6 番地 1、福生市武蔵野台児童館、福生市武蔵野台一丁目 1 2 番地 2、福生市熊川児童館、福生市大字熊川 1 1 4 3 番地 1 の 3 館でございます。

その次の地域会館では田園会館、福生市南田園三丁目 6 番地 1 でございます。

次に、2 の指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地でございますが、名称は特定非営利活動法人ワーカーズコープ、所在地は東京都豊島区南大塚二丁目 3 3 番 1 0 号でございます。

次に、3 の指定の期間でございますが、平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間といたそうとするものでございます。

なお、選定の経過及びワーカーズコープの特徴等につきましては、お手元に御配付の本会議資料「児童館等指定管理者候補者の選定について」これを御参照いただきたいと思います。（別添資料参照）

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○1 6 番（青海俊伯君） 1 点お聞きいたします。

一般質問でもしましたが、この指定管理者の指定に伴いまして市内の在住の雇用人数ですけれども、何名ほど雇用が確保されることになっておりますでしょうか。お願

いいいたします。

○福祉部長(星野恭一郎君) 一応市内のそうした雇用をお願いしてはございますが、今の時点ではまだそこまで決定をしている段階ではございません。

○16番(青海俊伯君) すると、これは仮定として、そういうふうに要請をしていて、この間の一般質問の中では地域力という形として人材を、地域にかかわる人たちを採用していくということなのだけれども、何らこの契約だとか指定した段階では担保されてはいないの。人数だとか、全体の何割だとか。

となると、私の質問の答弁とは全然食い違った形になるのだけれども、その辺のところをお聞かせください。

○福祉部長(星野恭一郎君) 選定候補者の事業者からは、市内在住者の雇用を優先していただくというようなことで御提案はいただいております。ですから、その方向で市としては進めていければと、そんなふうに考えてございます。

ただ、実際には児童館のいわゆる嘱託職員さんという方が具体的にそれに該当するかなということであろうかと思いますが、そうした方々に一応その御意向があるかどうかというようなことも含めて、そうした動きになっていくのではないかと、そのように考えております。

○16番(青海俊伯君) よくわからないのだけれども、要は指定管理者を選定すると5年間契約するじゃないですか。5年間。そのときに市内在住の方の雇用を優先しますよという条文が、言葉が入っているということは、定数は、要するにこのNPOが何名体制でやっていくときに、優先をしていって、市内から応募がなければ別だけれども、何名ぐらいをやるというのが載っていなければ、どこにもこの契約上、しっかりと5年間の中で、そういうのが載ってなかったらこれは契約にはならないのではないの。どこでどう担保していくの、これ。そこを教えてくださいよ。

○福祉部長(星野恭一郎君) おっしゃるとおりであります。現時点で提案の中身には何人を確保するというようなところまでは提案はございません。

したがって、できるだけやはり市内雇用といいますか、地域雇用というところを私どもとしてはお願いをしてまいりたいと、そのようには考えているところでございます。

○16番(青海俊伯君) 委員会に付託されるから、うちの委員にも頑張ってもらいますけれども、要は指定管理者で5年間、この後任せるわけだから、できるだけ、「できるだけ」だとか、「頑張ります」というのはこういう契約の概念の中にはすぐわかない言葉ですよ。定数の、定員の何割以上は確保しますとかいうのがあって初めて市内の雇用を優先したとかなるわけで、そういう細かいところまで詰めておかないと、この5年間、もしかしたら優先したのだけれども、適任者がいなかったからなしだったのだったら、何の地域力の育成も何もなくなってしまうのではないかと思うのですか、そもそも根本の指定を受ける前提の一つが崩れるのだと思うのだけれども、これはもう3回終わってしまったから仕方がないけれども、そういうのを明確に、委員会の中では答えられるようにしていただきたい。切に要望いたします。

○21番(遠藤洋一君) 今の青海委員、僕も担当委員会ではないのでちょっと伺っ

ておきたいのですが、契約は契約で、この契約には何の幅もないというふうに理解していいですね。

つまり、いろいろと付帯的なお約束みたいなものが、例えば市内の人を優先とか、そういうようなことについては全く考えない方がいいというふうに、今のうちに我々は考えておいた方がいいというふうに考えた方がいいのでしょうか。

実際には、今働いている人たちは既にみんなレポートなんか出したりしている。それは知っていると思うけれども、要するに今働いている人が適切か、的確かどうかはもう指定管理業者は見ているわけだから、その結果としてどのレポートを見ても全部だめだということになれば、全部だめもあり得るよね。

そういうことも含めてもうすべて任せるのだから、市内であろうが、近隣であろうが、前の人であろうが全く関係なくスタートするのだというふうな、冷静な理解をしていいのかどうかということだけ確かめておきたいのですが。

○福祉部長（星野恭一郎君） 基本的には児童館の運営そのものが、私どもとしては市民サービスとコストの節減につながるということを考えるということが基本でございますが、ただ、地域雇用をしていただくということだけは、事業者にはきちっとお願いをし、その努力をしていただくということだけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○21番（遠藤洋一君） わかった。担保なきお願いだというところで、そういうものののだというふうにまずは理解しておきましょう。そうでないと、がっかりしたりすることは嫌ですからね、決めてしまった以上は。あとは委員会の皆さんよろしくお願いいたします。

○7番（中森富久君） 今の質問に付随してなのですけれども、これは業者の選定の基準の中には入れられないのですか。要はプロポーザルで、運営のノウハウについての評点が高かったと思うのですけれども、地元の雇用というのかな、そういうふうな基準みたいなものを盛り込めないのかどうなのかということについてお伺いします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 評価項目の中への取り組みといたしますか、提示でございますけれども、評価項目、かなり幾つかございますけれども、その中で職員配置というような、そんな評価項目がございまして、「適正な職員配置、地元雇用の取り組みがなされているかと、そんな提案を受けております。私どもの方で提示をいたしまして、それに対して事業者の方が提案をいたしまして、先ほど福祉部長の方から答弁がございましたように、市内在住者の雇用を優先して実施するというような、そんな提案があったところでございます。

○6番（前田正蔵君） 私もこういった施設の関係がありますので、福生学園というところなのですけれども、今昭島市の方からいろいろ指定管理者として、入っているのですけれども、今度また別の方向でこういう部門もということで、非常に仕事の内容を明細に書いて、それで私の方は所長のほかに2人常駐するとか、あとはおたくの方でもしいたらお願いしたいと。それとやはり4社か5社ぐらいで、それでやはり入札なのですね。

これは一体幾らかかるのかというのは私は全然わからないけれども、かかっただけ

払いますよ、実費負担だというのがこの管理者制度なのかどうかということが、普通は大体入札制度なのですよね。それでどうもおかしいなというところには連帯保証を、同じ業者の、同業者の連帯保証をちゃんと付けるのですよ。そうすればまず間違いないだろうと、こういう方式をとっているところが昭島市でやっております。

そういうような、私が今まで経験したのがそういうことでございます。何か参考になれば。以上。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 84 号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第 19、陳情第 18-9 号、障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 18-9 号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第 20、陳情第 18-10 号、療養病床の廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等の充実等を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 18-10 号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第 21、陳情第 18-11 号、リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のための政府への意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 18-11 号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明 9 日から 21 日までの 13 日間、休会とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、明 9 日から 21 日までの 13 日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は 12 月 22 日午前 10 時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 41 分 散会